山口県文書館研究紀要

第 13 号

研	究	ă.				
Ν.		史編纂事業史(其の五)		田	暢	久…1
	長州藩の	茶筅と宮番の偏在の基盤	Ŀ ······北	JII		健…19
	萩藩絵図:	ちの沿革 (→) ・・・・・・・・・	Ш	田		稔…45
史	料紹介					
		の新聞・雑誌・通信社・] 2 年内務省警保局調査-		島		昭…57
		史史料目録(二)······ I県布達書-	吉	本	_	雄…75
報	告					
	業務報告	(昭和60年度)	•	•••••		93

1 9 8 6

山口県文書館

長州藩歴史編纂事業史(其の五)

広

田

暢

久

古譜録の編纂

九

どが二八一二点ほど収録されていて、ここに一大文書群を形成している。毛利家文庫目録のこの「譜録」 毛利家文庫二三項に 「譜録」という部門があり、ここには毛利家家臣団各家から提出された各家系図・伝来文書な の解説には、

次のように書かれている。

別されるが、家により享和・天保期に追加譜録として録上されたものもある。閥閲録にとりあげていない系図と 録」についで、元文・寛保・延享年間に録上させたもの 及ぶ藩士の系図・正統略譜・伝来の文書等を、藩令によって各家から録上したものの総称。享保年間編修の「閥閲 譜録は毛利一門六家と永代家老益田・福原両家並びに寄組・大組以下平士・細工人など二五九五家(現存分)に 長州藩歴史編纂事業史(其の五) (広田) (古譜録)と、 明和・安永年間のもの (新譜録) とに大

正統略譜を記載し、 閥閱録に遺漏や除外の文書を収録しているなどの特色があり、互に参酌すべきである。 以

下略

三種があることが述べられている。この「譜録」を考察するために、 の履歴・伝来文書を記載しているということであり、また、 右に述べられていることは、 「譜録」が 「閥閲録」についで編纂され、 「譜録」には 先ず解説文にみられる「閥閲録についで」とい 「古譜録」と「新譜録」と 「閥鬩録」に収録されていない系図・当主 「追加譜録」の

う「ついで」の内容を考えてみたい。 そのため、

系図・正統略譜・伝来文書等を、 「譜録」はどのような構成になっているかを、いま少し立ち入って考察してみよう。解説では 藩令によって各家から録上したものの総称」と述べている。「閥閲録」については れた文書集であり、この「譜録」も家臣団各家から録上され これまで二章で述べたように、毛利家家臣団各家から提出さ

たという点ではまったく同様である。

「閥閲録」は家臣八



書庫内の譜録

冊の原則が貫かれている。しかし伝来文書が大部ある家と、追 加提出を命ぜられた寄組以上の家は一家で二冊以上になって ○二家分を二○四冊に永田瀬兵衛が編纂したものであるが、 「譜録」は二五九五家分が二八一二冊となっていて、一家一 この両者を全体的な構成からみると、

いる(この点では

「閥鬩録差出原本」と同様である)。 内容的

にみると、 「閥閱録」は伝来文書と当主名付立の二部門から構成されているが、

「譜録」は系図・当主履歴・伝来文書の三部門から構成されている。

「譜録」を手にした時、先ず目につくものは最初に記載されている各家の系図

通称・母名・妻名などが記入されている。旧家の場合、 である。始祖から現当主まで、朱線でその系統が示され、諱名だけでなく官位 当主の数だけでも三十代に

記載されているのは当主の履歴であるが、こ「閥閲録」では見出すことはできない。次にわたっている家もある。このような系図は、

書上げていた簡略なものであったのに対し、いる。これは「閥閲録」の略系が当主名のみれは当主の歴代にわたり、詳しく記載されて

の文書が登載されているけれど、それら既載来文書であるが、これは「閥鬩録」にも多く比較にならぬ程詳細なものである。最後に伝

較表を下に掲げてみる。収載している。そこで、両者の収載文書の比収載している。そこで、両者の収載文書の比のものは省略され、原則として未載の文書を

長州藩歴史編纂事業史(其の五)

(広田)

				計
				5
				4
				計
				4
				10
毛利輝元	毛利秀就	毛利宗広	毛利家老連署	計
19	1			34
1		1	3	5

吉見氏	足利将軍	畠 山 氏				計
5	1					10
8 (1)	4	1				28(4)
毛利輝元	毛利秀就	毛利家老連署	大内氏	大内奉行	朝 廷	計
8	1		4	1		·20
2(2)	2(1)	11	5 (4)	1(1)	1	23(8)
毛利網広	毛利吉就	毛利吉元	毛利家老連署	朝廷		計
	1	1	1	2		21
1		2	22			29(1)

の方は重複文書のある家である。 る。 と譜録に収載されている文書の比較表であ 下記 表1のものは重複文書がなく、 の二つの表は共に伝来文書の閥閲録 表1の二 表 2

家について両書に収載されている文書の違

は古い時代の文書であり、

譜録に収載され

ているものは新しい

時代のものであるとい

11

をいえば、

閥閲録に収載されている文書

判明する。 ことは、 慶長以降の藩政時代の文書類ばかりである 毛利家家老の連署状の多いことで

表 1 伝来文書比較表(1)

毛利

11

る。

例えば赤木家のものをよくみると、

それに較べて、

表2の三家は少し違って

家以外から受領した文書を「譜録」では 吉見家書状や足利将軍書状のように、

なり収載していることである。

厚母家の場

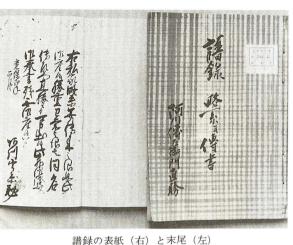
文書名	家 臣 名	毛利秀就	池田家老	毛利家老書状	毛利家老連署
閥閱録	阿川伝左衛門	3	1	1	
譜 録	"				4
文書名	家 臣 名	毛利輝元	毛利秀就	毛利家老書状	毛利家老連署
閥閱録	青木作右衛門(父)	2	2		
譜 録	青木七郎兵衛(子)			3	7
文書名	家 臣 名	毛利弘元	毛利興元	毛利元就	小早川隆景
閥閱録	赤川 勘解由(父)	1	1	10	2
譜 録	赤川仁右衛門(子)				

えよう。

譜録に収載されているものはほぼ

() 内の数字は重複数 表 2 伝来文書比較表(2)

文書名	家 臣 名	毛利元就	吉川元春	毛利輝元	家老連署
閥 閲 録	赤木九郎左衛門(父)	2	1	1	
譜 録	赤木太郎左衛門(子)	3 (2)		2(1)	10
文書名	家 臣 名	毛利元就	毛利隆元	小早川隆景	吉川元春
閥 閲 録	厚母 七郎兵衛	3	1	1	1
譜 録	"			1	
文書名	家 臣 名	毛利元就	毛利隆元	毛利隆元	毛利秀就
閥閱録	粟 屋 帯 刀	2	4	5	5
譜 録	"			2(1)	2



状御証文等」とあるように、毛利家発給文書に限ることがはっきりと明 田瀬兵衛に指示された文書に「御代々御判物」 文書は、 各家から提出させた文書集であった。従って、家臣各家から提出され 瀬兵衛が毛利家の は記載しているとだけはいいきれないものである。 これまで第二章 御当家 (毛利家) 発給の文書が主体であった。そのことは、永 「正史」を編纂するため、その参考史料集として家臣 「閥閲録の編纂」で述べたように、 「御先祖様被下置候御感 「閥閥録」は永田

この違いは

「閥閲録」

編纂時、

単なる報告もれとなった文書を

「閥閲録」では収載されていない朝廷からの文書を収載している。

押がみられる。ではこの提出理由書をいま少し立ち入ってみてみよう。 「譜録」 には 「閥鬩録差出原本」と同様に、各冊の巻末に提出者自身による提出理由書と年月日氏名花 残されているのは二五九五家、二八一二点に達する一大文書群だけであ のように編纂に係る法令や指示事項が何一つ残されていないからである。 「譜録」の場合はその編纂目的がはっきりしない。なぜなら、 「譜録」 は系図 ・当主履歴・ 伝来文書の順 閥閱録

示されている。このように編纂目的が明示されている

閥閱録」

と違い、

る。

しかし、

記載され、最後に次のような署名花押がある。 右私家略系等伝来之趣如斯御座候、 長州藩歴史編纂事業史(其の五) (広田 此外格別之御奉書御証文等所持不仕候、

以上

長州藩歴史編纂事業史(其の五)

天文四八月

有福九郎右衛門(花押)

「私の家の略系図と伝来文書はこの通りである。この外には奉書や証文類は所持してい

ない」と述べており、今回の文書調査に秘匿残書のないことを申し述べている。このような様式は全体の九割九分に 右に書かれていることは、

当る文書に共通していることである。しかしながら、例外的には次のようなものもある。

私儀先年土原十日市へ住居候処、 故、貞久以前之儀相知不申 隣家茂兵衛と申足軽者宅より出火ニ而類焼、 御奉書系図等焼失仕、 両度類焼

右私家略系如斯御座候、

元文四未五月

衛宅より出火し、私の家も類焼にあったので、伝来文書や系図等を焼失した。この類焼は二度目であったので、貞久

右で青水正左衛門が申し出ていることは、「私は前々から土原の十日市へ住居していた。ところが隣家の足軽茂兵

青水正左衛門(花押

(祖父)以前のことは不明である」と述べている。

ことが毛利家文庫目録 このような提出理由書から指摘できることは、第一に 「譜録」の解説文にいう「閥閲録についで」ということである。しかしながら、 「譜録」 は 「閥関録」 の続編であるということである。この 「譜録」は単な

に登載されている伝来文書は、「譜録」では再収録しないことが原則であった。しかし、再収録例がままみられるのは、 る続編ではなく、 ったと考えられる。従って、他家発給文書を多く収録したのはこのためであったと考えられる。そのため、「閥閲録 家臣団各家の系図を登載していることから判明するように、各家の家系を明示することが目的であ

前回の提出記録の不備による報告者の過誤、又は代替りによる点検不備による重複と考えられる。 第二は、「譜録」 は

ろう。そのため、家臣団各家を調査する場合、「譜録」の解説文にみられるように「閥閲録に遣漏や除外の文書を収録 で断言をはばかる点もあるが、「譜録」に収録されている伝来文書を検討する限り、悉皆調査報告書といってよいであ 家臣団各家伝来文書の悉皆報告であるという点である。「譜録」の場合、それを提出させた時の布達類が見当らないの

しているなどの特色があり、互に参酌すべきである」ということばが生きてくるのである。

てい では、 る。 譜録 は誰が編纂したのであろうか。毛利家文庫に「秘局官員録」という記録があり、次のように書かれ

諸家譜録書出 元文五年被仰出 古之分 延享二年差上 安部吉左衛 坂次郎右衛門時連 門和貞

中 ÚЦ 又八郎恒之

佐世八十

郎如

明和〜安永年間の 本章の冒頭で引用した 「新譜録」、さらに享和~天保年間の「追加譜録」に分けられる。 「譜録」 解説文にみられるように、 「譜録」 の提出年次は元文~延享年間の 右の 「秘局官員録」で判明するこ 「古譜録」と、

寄組以上譜録追加書出掛

享和元年酉十二月差上

諸家譜録書出掛

明和三年差上

新之分

とは、 「古譜録」 の編纂者が坂次郎右衛門時連と安部吉左衛門和貞の両名であり、 「新譜録」 が中山又八郎恒之、「追

加譜録」 が佐世八十郎如章であることが分る。 「新譜録」以降のことは次章で考えるので、ここでは坂次郎右衛門と

安部吉左衛門の両名を考えてみよう。

らない。 坂次郎右衛門のことについては、 長州藩歴史編纂事業史(其の五) しかし、 元文四年 (三美)の「無絵帳」 坂家の 「譜録」 に、 が作成されたのではあるが、 「御扶持方弐人四石九斗、元文四未五十五才、坂二郎右衛門」と 現在まで残存せず散逸したのでよく分 七

(広田

八

記載されている。 このことから、 給地を持たない下級士であったことが分り、「譜録」の編纂を命ぜられた翌元文五年

は五六歳であり、「古譜録」の完成した延享二年(一古宮)には六一歳になったであろうことが分る。 ま一人の安部吉左衛門家は 「譜録」が現存し、系図・当主の履歴が記載されているので、その家系は判明する。

これによると、 後に肥前に下向して松浦に住して松浦氏とも号した。さらに吉見氏に仕えて石州に住し、 安部家の祖先は古くは奥州に居住する安部宗任であったが、源義家の奥州討伐の際降参して家来とな 朝鮮役には吉見広行に

部家が国文学に関する専門の家筋であることが分り、 百目、 に加えられ、以来連歌師として五人扶持を与えられたとある。前述の「無給帳」には「扶持高五人米拾俵、 従って功績があったが、吉見氏断絶の後浪人となった。延宝七年(「芫丸) 元文四未四十五才、 連歌師、 阿部吉左衛門、 嫡子亀治」と記載されている。 無給の五人扶持ということから坂家と同様の下級士であるこ 当主春貞が毛利網広に召抱えられて寺社組 この連歌師という家職から、 外銀五 安

史臣であった永田瀬兵衛には及ばないとしても、 とも判明する。 開始の歳は四十六歳の働き盛りであって、五一歳の時にこれは完成する。 さらに、 元文四年に四五歳であることから、 伝来文書に関する深い知識を有していたであろうことが推定される。 安部吉左衛門は坂次郎左衛門より十歳程歳下であり、「古 この両名に共通していえることは

散して実施されたのであろうか。 の文に見出すことができる。 ないと思われ 次になぜ 一譜録」 るのに の編纂事業は一貫して実施されず、 中断期間が生じたのはなぜであろうか。この疑問を解く鍵は、 同一事業であるなら、 できる限り継続実施することが望ましいことであったに違 「古譜録」 「新譜録」 「追加譜録」というように、三期に分 毛利家文庫 「御意口上控」 の次

(其の一)

引被仰付候故、 今度重御倹約ニ付段々僉儀之上、御国方江戸方共ニ定役之外、於于時之儀は一切今日より来秋迄ハ御止させ、 御手前御用筋之儀も其通被仰付候条、可被得其意候、 以上

延

四月朔日

坂二郎右衛門殿

阿部吉左衛門殿

(宛名六名略

(其の二)

覚

普録方物書

山県 左内

佐方 幸助

略

明朔日より一切御引せ、

調掛り之

銘々江可被仰渡候前二有之、付

御用筋も来秋迄延引被仰付候ニ付、於江戸も右之通御引せ被成候条、此趣を以、

右此度重御倹約ニ付段々御沙汰之上、御国方江戸方共定役之外暫役之儀は、

三月晦日

(其の一)に書いてあることは、「今度藩財政の困難さから財政再建のため協議した結果、

長州藩歴史編纂事業史(其の五)(広田

役

九

(常備の役座)以外の臨時の役座は、その業務を今日から向う半年間中止することになった。このことは主君のお 立之内御陣僧四人之儀は御引せ候段、於此方御陣僧番頭江致沙汰相済候、 以上⑦ 国元方・江戸方共に定

考えであるから、 ら坂二郎右衛門 阿部吉左衛門宛に出されている。 臨時役座の者はそのむねをよく心得て従うように」と述べられている。この通達は当役榎本遠江か (其の二)は譜録の「物書」という写字生と考えられる山県左内

佐方幸助に出されたもので、 (其の一) と同様のことを申し渡したものである。

このため、「譜録」の編纂事業を継続実施することができず、既に提出されていたものだけをとりまとめ、 化史年表によると、寛保三年(1堂)の被害高は一三万余石、翌延享元年(12四)は被害高一二万余石となっている。 窮乏の原因は、享保年中から延享元年まで、 右のことから、延享二年(二室)に藩財政再建のため、 毎年のように襲来した台風による洪水被害のためと考えられる。 臨時的な役座の業務がすべて中断したことが分る。 古譜録 防長文 藩財政

として編纂したと考えられる。

註① 柄をまとめたものということであって、それが主君に対す とは一般的な家の系図のとりまとめと考えてよいだろう。 る品位・手柄である。それとは異なり、 たものということである。 「譜」とは系図のことであり、 「閥閲録」は家の品位、 「譜録」とは系図をまとめ 「譜録」というこ 家の手

- 毛利家文庫二三譜録あ一〇一番「有福九郎右衛門直房」。
- 4 毛利家文庫一〇諸役三一番 「秘局官員録

3

毛利家文庫五二給禄八一番 (六の四) 「無絵帳

67

毛利家文庫二三譜録あ二五番「青木正左衛門貞時 毛利家文庫三八御意控六番(一三の七)「御意口上控」。 具至四年七月九日北京上二城王小野太郎共衛城久少 正熊 字共析 六左町門 字共術 阿川宇共衛勝行家姓不知 季四年四月九月北南七 **胚左右衛門信之事**

譜録系図

十 密用方の設置と新譜録編纂(

って、 石による撫育仕法の実施された年である。文化事業である「譜録」の編纂事業は、「古譜録」 録書出掛は「元文五年」(三四0)に創設され、 文化機関が果して設立されたのであろうか。 業務は 新譜録」には未だ着手していない中断状態の期間である。このような時、 毛利家の主要事項をとりまとめた「もりのしげり」によると、密用方の設置は 密用方の設置がこの記載どおり宝暦十三年 (三三)とすれば、その年は藩政上では先年行われた宝暦 検地の増 「藩府ノ顧問ニシテ、 廉アル典古或ハ儀式又ハ侯家ノ系図譜録等ノ取調ヲ司ル役ナリ」とある。また、 「延宝二年古譜録差出、 密用方のような「典古・儀式・系図」を取り扱う 明和三年新譜録差出」 「宝暦十三年二月」と記され、その が財政事情で凍結され、 と記載されている。 諸家譜 従

誌が毛利家文庫中に 前章で紹介した「秘局官員録」によると、 「御密用所御右筆中山又八郎日乗」 「新譜録」 として残されている。 は中山又八郎恒之が編纂している。この中山又八郎の役務日 この日誌によると、 中 山又八郎は 明和

八又中山

八 次のように記している。

利元就の年譜や軍記について調べている。

元年(三六四)大記録方に任命され、

支藩毛利家の系図を調査したり、

毛

しかし翌明和二年三月一日に、

候御用筋所勤可仕候、尤委曲之儀は彼方より伝可有之候間、何分仕候由御聞届被申候、於御留守も記録灩之其外高須平七方被仰付一今日於上御用所、梨羽頼母殿☲蓋被申渡候、去年より段々苦労

_

長州藩歴史編纂事業史(其の五)

(広田)

申談候様ニとの御事

右畢而高須平七殿與判 息仕候様ニとの事ニ付、 今日二而御城大記録方出勤相澄候事

相対仕、右之趣ニて候所ニ、何分御発駕以後被仰付之趣も聞へ可申候而、其内は先休

この記事には次のように書かれている。

- (一) 今日、 須平七に命じてあるので、 れる。今度殿様は江戸へ行かれるが、その留守の間 渡された。 - 上御用所にて当役梨羽頼母殿から「昨年からの勤務はご苦労であった。このことは殿様もよく知っておら 具体的なことは平七からきいた上、平七とよく相談しながら業務を進めるように」と申 「譜録編纂」 をしてもらうことになった。 その業務については高
- ということになった。 あとのことであるから、 そこで裏判役高須平七殿と会い、右のことを話したところ、 それまでは休暇をとるように」と申されたので、城内の大記録方へ出勤するのも今日限り 「新業務に従事するのは殿様が萩をご出発になった

は、 してい 役を命ぜられたことである。 中山又八郎の転役がかなりの抜擢人事であったことを推察させるだけでなく、 第二点は新上司である家老の高須平七から休暇を与えられたことである。これらのこと 中断していた譜録方の再開を意味

右の記事中、注目すべき点が二点ある。第一点は中山又八郎が最高上司である当役梨羽頼母に呼ばれ、譜録方へ転

休暇をとった中山又八郎の日誌は、 九ツ前御蔵本江罷出候上、 御寄合相澄候而三宅忠蔵方誘引候而御座敷罷出候処ニ、当御発駕前ニも被仰付候様 休暇明けの二十日から書き継がれ、 同月二十一日に次のように書いてい

相渡、 へ相談仕、 弥以御留守中御用被仰付候間、 追々可申談候由演説有之、書手平八嫡子倉増平蔵を差出候様ニと内匠殿江内伺有之、 於御蔵本御用相調候様ニと、 委細之儀は高須平七より追々差操可有之候、 平七殿一座候而、 内匠殿 広定 被仰渡候、 役所之儀も両人役粟屋六郎左衛門 左候而平七殿左之通書付被 此段拙者より両人

所迄申 出候由被申聞候、 早速御請申上退座仕候事

《度御発駕前御沙汰相成候通》 物取悩之儀 二付、 吟味其締り等宜様ニ可被相調候間、 御留守中御用被仰付候、 御蔵本乞合可被遂其節候 左候得は日々於御蔵本御用可被相調候、 役所之儀御密

右のことは次のように書いてある。

平七殿その他職座の (譜録編纂) 正午前に御蔵本に出頭し、 を申し付けるので、 方々がおられた。当職毛利殿から「殿様の発駕前に申し渡した通り、 寄合の終った三宅忠蔵をさそって御座敷に参上した。そこへは当職毛利内匠殿 具体的なことは高須平七から追々差図があるであろう。執務室については御蔵本 殿の留守中 は特 ・高須 0) 用

任命書が手渡され、 高須殿から「必要なことは追々話すが、 御蔵本管理下の部屋を都合するつもりである」と申し渡された。次いで高須平七殿から 差し当って譜録の書記として倉増平蔵を採用してよい

役両人に命じてあるので、

と当職の内諾を得ているので、私(山中又八郎)から御蔵本役に願い出るように」と指示を受けて退座した。

るのでその件につい ようにせよ。役所は 任命書には 「殿様発駕前の沙汰の通り、 ては御蔵本両 「密用物取悩」 人役と相談せよ」 (譜録取調所) 御留守中は特別の用務を命ずる。従って、 と書かれ であるからその業務が遂行できるように、 ていた。 毎日御蔵本でその用 御蔵本の一室を与え に励

右 の記事中で注目すべきことは、 長州藩歴史編纂事業史(其の五) 任命書の中に (広田 「役所之儀」と「密用物取悩之儀」とあることである。 この密用方

炭などが支給されて執務できる態勢となった。そうして、 の役所の新設が ため同 の設置は 日 「ものりしげり」にある宝暦十三年ではなく、明和二年(1芸会)三月二十一日と断定できるのである。 御蔵本両人役から取りあえず御寄合の間の使用が許可され、 「密用方の設置」であることは、この任命書を読めば明白であると考えてよいであろう。 廿三日の日誌には次のように書かれている。 御用箱三つ、 勘文櫃一つ、長持一つ、机二つ 従って、 密用方 この

及返答候事

御宝蔵頭人より左之通申越ニ付、

半紙続手紙

、組方より譜録来ル廿四日廿五日両日之内、

各相障之儀も無之候ハゝ可差出と申来候、

貴様御出勤被成候ハ、

右為御乞合如

是御座

候、

何分御答

くちんらうなるうんちからって

被仰下候様二存候、 御宝蔵役所迄差出候様ニ返答可仕候、 以上

三月廿

八祖方不得你去世里的事

中 山又八郎様

藤井九郎右 態谷彦右 衛 衛門 門

之儀は差操仕、 申来候付、 八組方より譜録来ル廿四日廿日両日之内、各様御障無之候ハゝ差出度由 御乞合之趣 其御役所迄四ツ時分出勤可申候間、 承 知候、 廿四四 日 は御蔵本御 用二付難欠候、 其御方次第八組証人

廿

Ŧi. H

中山又八郎日乗 明和2年3月23日 白紙手紙

今日大江南山地は人不らなっと らめくちているもしかあることを

ゆるる歌をつせるりと被人多様仕 うをないれるいまするである 名前とはきくうるを改かりかけ

るなからっちいと

成うなっておくられずかなるる

所御答可被成候、

若々趣も有之、

廿五日不被為相成儀御座候ハゝ、早々

とをいるのでなとうのできていて

被仰聞度存候、為御答如是御座候、 以上

三月廿三日

(追伸略

態谷彦右衛門様

藤井九郎右衛門様

右の手紙には次のように書いてある。

(半紙を継ぎたした手紙

御宝蔵の頭人から、左の通りの問い合せがあり、

回答をした。

八組方から、来ル二十四五の両日のうち、

ことを照会いたしますので、どうかご回答下さい。

を受けた。そのため、貴様(中山又八郎)が御出勤になる予定日なら、立会のため御宝蔵役所まで来てほしい。

御宝蔵方における支障がないようなら、譜録の提出を行いたいとの連絡

その

三月二十二日

中山又八郎様

姓

名

態谷彦右衛門

藤井九郎右衛門

(白紙に書いた手紙)

の旨、 八組方から、来る二十四五の両日のうち、 長州藩歴史編纂事業史(其の五)(広田 確かにききました。然しながら、二十四日は御蔵本での用務があり、それを休むわけにはいきません。 御宝蔵方における支障がないようなら、 譜録の提出を行いたいとの照会 — Ні.

然し

の旨ご回答下さい。もしかして都合が悪く、二十五日にそのことができない場合は、できるだけ早くこちらへご連 二十五日はなんとか都合をつけ、 御宝蔵方役所まで十時頃参上しますので、そちらのご都合がよいなら、 八組方にそ

六

絡下さいますよう、ご返事を兼ねてお願い申し上げます。

態谷彦右衛門様

藤井九郎右衛門様

姓(中山又八郎)

四年にかけて行われたと考えられる。中山又八郎が納本時に立会人となった理由は、 編纂の責任者であることから、 も多く、 とりまとめ、 右の往復書状から判明することは、この頃 次いで三年四年の順となっている。まれに明和元年のものもあることから、 御宝蔵方に納本するという仕組である。現存「新譜録」の年号を調べてみると、 納本時の実態を熟知する必要があったためであろう。 (明和二) すでに「新譜録」が提出中であり、八組方の組 「新譜録」の提出は明和元年から 彼が密用方頭人であり、 明和二年 頭がそれらを (二- - 左 至) が最

部下一人の小さな組織ではあるが、 御納戸方から借用する方法について、 今後全力を上げて「新譜録」 御蔵本役人と打ち合せを行っている。密用方役所は、頭人である中山又八郎と 編纂に取り組むことになる。

御宝蔵方から「譜録」を借り出す手続き、参考書である

「閥閲録」を大

翌三月二十四日の中山又八郎の日誌には、

註

(1)

刷所発行非売品。昭和四四年下関赤間関書房複刻出版。家の繁栄の意。毛利系図その他五四項収載。東京真興社

毛利家記録課長時山弥八編著。「もりのしげり」は毛利

2

地による増石を特別会計とし、新田開発に投資する。中興の藩主といわれる毛利重就の実施した事業。宝暦検

- ③ 毛利家文庫一九日記一四番「御密用所御右筆中山又八郎
- 日乗」。
- 毛利家文庫五二給禄五一番(一三一二)「分限帳」の記いては後述の予定である。宝暦十三年から始まる大記録を編纂する役所。これにつ
- ⑥ 年貢米や藩会計を運営する役所。藩の大蔵省に当る。

長州藩歴史編纂事業史(其の五) (広田)



長州藩の茶筅と宮番の偏在の基盤

北

Ш

健

%が周防部に、「宮番」戸の一○○%が長門部と周防西部に分布する。 「茶筅」は周防東部に断然多く、「宮番」は長門部に多い。すなわち、 長州藩の雑種賤民に「茶筅」と「宮番」がある。ところが両者の地域的分布を見ると、なぜか東西に分立している。 天保期のデータだと「茶筅」戸の九七・四

番」が長門部に偏するのか。この疑問を提起し、 ら誰しもが当面し、 この偏在の事態は、西田彦一氏の論文(『藩領の歴史地理』所収・昭和43)以来、長州藩の部落史に関心を向ける者な② 長州藩の茶筅と宮番の偏在の基盤(北川 疑問とする事象である。 しかし、 ナゾ解明に挑んだ研究者はまだ一人としていない。 「ではなぜそうなのか」、どうして「茶筅」が周防東部に「宮 一九

はない。 雑種賤民についてのこの一大疑問を措いては、 のみならず、ひいては世の差別者どもに居なおりの口実とヌケ道を与えていることにもなる。こ、で問題を 雑種賤民自体はもとより、 賤民制の総体についても判明するもので

提起し、 解明への先鞭を敢えてつけておきたい。 決して「偏在」追究の糸口とカギがないわけではない。

第一章 賤民の領域差と二層構造

徳山領・長府領・清末領)との対比、つまり領域間の異同を通して明かすことができる。(ただし「非人」は除く) まず、 賤民存在に加わっている体制的支配がどのような方向のものであったか、本藩領 (萩領)と支藩領(岩国領

「賤民身分の種類や呼称の違い、ことに領域による異同は、これがほかならぬ領主権力によって編成、 整理され

なお、

私は先

(昭和五八)にも次のように述べておいた。

てきたことと、 同時に領主権力だけでは規定しきれない状況と条件があったことを物語る。 この領域、

領主権力

による異同こそ、 賤民身分編成のあり方を解明していく上で重要なカギとなる」 北川 健『防長風土注進案と同和問題』一二頁・昭和58)

①岩国領 いる。 賤民身分は 「穢多」と「道の者」からなる。広義には両者を併せて「穢多」とも「道の者」とも総称して

『岩国藩村記』(県庁伝来旧藩記録

人高千六百四人

<u>-</u>

の、処ニ年中七枚差上候」

掛りも

『巡見上使記』(延享二・旧岩国藩庁文書記録 「(元禄一六年) 家数 野役の事 内 御領内牛馬の皮、 (中略) 家数百九拾三軒 六十人 三、二〇八軒ハ 五、八五八軒ハ 九、五八五軒 享保十二年十月改 一九四軒ハ 四九軒ハ 無残穢多の者取候内、 道ノ者 間脚 本屋敷 寺社家山伏共ニ 御用屋敷 道ノ者」 穢多

表1 被差別部落所在村数とその割合 (天保期)

1	i코	公 业市	邛圪	b	-1/-	· 55	7	- V
	玉	宰 判	穢	多	茶	筅 筅	Ė	宮 番
	周防	大 島	1村)	20)		1
		奥山代		%	9			,
	(東)	前山代		14.3	7	94.8		0.0
		上 関	1		9			
		熊 毛	7	J	10	J		J
		都 濃	8)))
		徳 地	4					
	(西)	三田尻	4 \ 33.3	3)	1 }	1.7)	8	31.3)
	,	山口	3		ŀ		14	
		小 郡	2		,		13)
	長門	舟 木	5)	85.7	1	5.2	12	100.0
		吉 田	3				7	
		美 祢	2				9	
		先 大 津	2 \ 52.4	₁ J	}	3.4	9	68.8
		前大津	2		1		11	
		当 島	5				12	
		奥阿武	14		1		17	J
		計	63	(100.0)	58	(100.0) 112	(100.0)

狭義には「道の者」とは本藩領でいう「茶筅」である。

『享保十七年虫枯亡者過去帳』(養専寺文書)

「教了男 了円男 外ニ茶セン源兵衛

亀之介

合三百四人

妙賀女

『三百四員過去帳』

(旧東蓮寺文書

きま

「外二路之者 教了男 源兵衛父

了円男 亀之助

妙賀女 気流

都合三百四員

同一存在について一方では「茶セン」と云い、他では 路

之者」と云う。

2本藩領 (萩藩

「穢多」と「茶筅」と「宮番」。

『三田尻宰判風土注進案』(弘化二)

「雑戸

孙合三百四食 教了男源兵衛文 不如 貨女氣流 個男 龟之助

過去帳に見る 「茶セン」「路之者」 両様の記載

家数百六拾七軒

内

八軒 宮番 御本勘住居

□□御領同 (地名M)

壱軒

同

壱軒 茶筅 同断

七拾三軒 八拾五軒 百 穢多 □□御領同 (地名M) 御本勘住居

『二十八冊御書付』(毛利家文庫

(正徳三年)

「一、茶筅、垣の内、道の者、遊君、川田等、皆穢多の名の由候、此者共の内(下略)」

の『注進案』の「雑戸」項に見るように「穢多」称への統一は貫徹していない。 この正徳三年(一七一三)の藩令では 「茶筅」などを含めて「穢多」と総称しようとした意図がうかがえるが、右

がある。 ほかに特異な存在として、賤視されながらも賤民身分とはされていない「角常」(遊芸集団)と「徳常」(売薬集団

『戸籍御根帳』(安永八・県庁伝来旧藩記録)

伊佐の徳常、 山口の角常の類は常の百姓同様の仕法ニ可 仕 事

③徳山領 『領内惣人数付』などでは「座頭」「地神経読盲目」「瞽女」「非人」「穢多」が別帳扱いとなっているが、

長州藩の茶筅と宮番の偏在の基盤(北川

『領内諸町人数書取』(文政五)などによれば「座頭」「地神経読盲僧」「瞽女」は「大工」「鍛冶」「畳刺」「傘張」

長州藩の茶筅と宮番の偏在の基盤(北川)

「医師」などと共に「職人」のうちにある。

『宗門惣人数付立』(寛政一二・徳山毛利家文庫

「一、弐拾壱人

右御領内盲僧の分

中略

外二御領内穢多

内 九人(^{地名N})

拾八人

我百八拾壱人 内 男百四拾壱人

4長府領 品念仏衆」(=「寺中」)がある。 「穢多」。別に実態としては「茶筅」(=「鉢た、き」)でありながら賤民身分とは規定されていない「九

『豊浦郡地下上申』(延享四・県庁伝来旧藩記録

5清末領 「此者とも常二九品の本尊を掛ケ、念仏執行仕候、 「穢多」。 (中略) 九品のおいをかるい、念仏ニて針茶せんを売申候」

これらのことから、次のことが判明する。

- ①領域によって差違があること。
- (1)したがって近世領主権力によって賤民身分は規制づ

けら

れていること。

- (2)と同時に領主権力によってオー ル マイティに決定づけら
- ②領主的意図としては「穢多」への一元化、 れいるのでなく地域的条件によって左右されていること。 単一化を方向と

していること。

- (1)それが貫徹しているのが徳山領と長府領であること。 考えられること。 こでは「穢多」による雑種賤民の吸収と駆遂があったと そ
- (2)岩国領と本藩領ではそれが貫徹せず、 必ずしも単一化に

至らない二層構造をなしていること。

化という体制的動向と緊張関係をはらみ込んだ二層構造とし 以上のことから、「茶筅」「宮番」の存在は「穢多」への単

化と、 このような賤民身分の「穢多」による一元化ない 「茶筅」「宮番」を組み入れての二層構造化の始点は寛 は

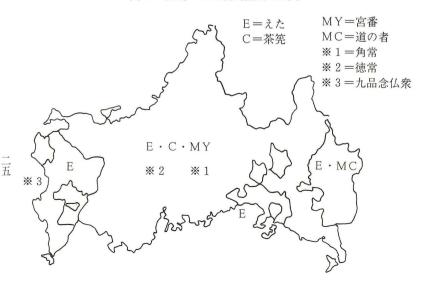
単

長州藩の茶筅と宮番の偏在の基盤

(北川)

ての拡大であった、と見ることができる。

領域による賤民種類の異同 図 1



府通達がその契機をなしている、と私は見る。 文延宝期である。寛文七年(一六六七)例の江戸での金剛大夫事件を引きガネに出された延宝五年(一六七七)の幕

長州藩の茶筅と宮番の偏在の基盤(北川)

『穢多団左衛門金剛大夫出入聞書』(寛政元・多賀神社文庫

「穢多より下ノ者、長吏団左衛門

座頭、 舞々、 猿楽、 壁塗、辻盲目、 猿引、 非人、 鉢扣キ、 石切、 結揃、 放下師、 笠張、 渡守、 山守、 筆結、

墨師、

延宝五丁巳年

中略

関守、鏡打、

獅子廻、

蓑作、

傀儡師、

傾城屋、

右の外道者数多雖有之……

するものである。

御老中ヨリ寺社御奉行本多長門守殿・御舟奉行小笠原山城守殿え当リ被仰出候事」

それこそは賤民全般を「道の者」と呼び、同時にこれを「穢多より下ノ者」として「穢多」の統轄下に組込もうと

あの正徳三年(一七一三)

への単一化の意図に沿うものにほかならない。

図」の藩庁絵図でも山代□□の「茶筅」集落に「穢多屋敷」と書き入れている(三一頁写真2参照)ことも、(地名月)

の藩令が雑種賤民を含めて「穢多」と総称しようとしていることも、また『地下上申絵

の進展でもあったことになる。 したがって、「茶筅」「宮番」の拡大はこの二層構造の展開であり、 同時に「穢多」への単一化からすればウラハラ

では、このような「茶筅」「宮番」の拡大がどうありえたのか。

二章 「偏在」の社会的基盤

村単位で見ると図2・図3のように拡大展開している。大き近世中期から後期にかけて「茶筅」部落と「宮番」部落は、

な増加指数であり、普及率である。

文・宝暦〜天保)、普及率八二・九% (天保)。

すなわち、

阿武郡の

「宮番」の場合、

増加指数二九〇

六七・九%(天保)。 大島郡の「茶筅」は増加指数四七五(元禄~天保)、普及率

五一・六%(天保)である。

熊毛郡の

「茶筅」は増加指数五三三

(元禄~)

天保)、

普及率

普及。阿武郡では「宮番」を置かない村のほうが例外的(一大島郡・熊毛郡では「茶筅」が少なくとも二カ村に一件は

一%)ですらある。

とか。その実際を見究めておく必要がある。「宮番」「茶筅」こうした増加、普及はどう可能であり、どう進展してのこ

おの

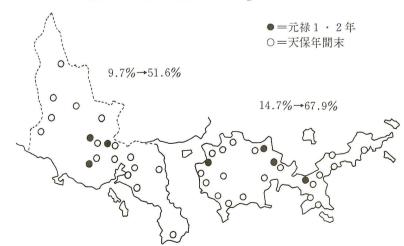
おのについ

長州藩の茶筅と宮番の偏在の基盤

北川

二七

図2 熊毛郡・大島郡の「茶筅」の拡大状況



(「大島郡内鉄砲改茶洗連判請状」などから作成)

宮

①吉敷郡西岐波村。 建調」 頭組が経費の四割額を負担している。 のため村役人 天保一四年 「畔頭」 が奔走。 (一八四三) 七月。 村費を充当。 「宮番家 地元畔

これによると、村への「宮番」導入にあたって、村役人が 『宮番家買立仕調迄之入目』(天保一四・伊藤家文書

その家屋設営の任に当たり、経費を村および地元組で負担

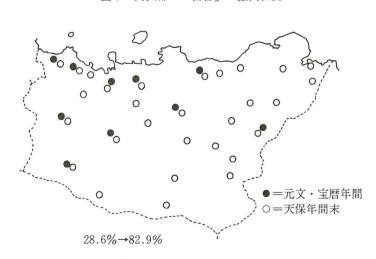
志、 ている。 してみると、「宮番」設置の現実の主体は村落共同 その拡大の基盤は村落共同体にある。 公共措置として行なわれているのである。 つまり、 「宮番」の導入設置は村落共同体の共同 体 であ 意

②美祢郡□・□□村。天保七年(一八三六)二月、「宮番」^(地名A・E) の意向が強く関連した。 であればこそ「宮番」 の動静、 存廃については村落共同体

が

8 隣村の「穢多」 穢多」 □・□□両村の百姓らは大挙して「宮番」^(地名A・E) 部落に押寄せる。 とのトラブルから先方三〇人に連行される 『御当職所日記』毛利家文庫 取戻しのた

阿武郡の「宮番」の拡大状況 図 3



(「防長地下上申」「防長風土注進案」から作成)

二八

- ③豊浦郡岡枝村。明治四年(一七八一)九月、解放令の報が伝わると村内に「宮番」廃止反対の世論起こる。これを
- ④吉敷郡□□村。当村ではかねてから村内に賤民をおいていないことを自慢していた。ところが解放令を機に元庄屋(wāA) 口実に一揆計画グループが村民集会を開く。(『山口県史料』明治一八・県庁戦前文書)

の山内道祖松が「バンタ」夫婦を連れてきて小作農として定住させた。これに村民が総反対。 て道祖松一家の「村八分」と村外追放を図る。しかし道祖松これに応ぜず頑として貫ぬく。(山内年彦 しばしば集会を開 一部落解放令と

村八分」『部落』三六・昭和27)

これで分かるように、「宮番」を置くも廃するも村落共同体の意志にもとづく。

番」存在の社会的理由がここで問われてくる。云うまでもなく村落次元での一定の社会的機能をそれが負うものであ こうした「宮番」の導入と維持のあり方からすると、村落共同体はなぜこうまで「宮番」にかかわったのか。「宮

ったからだ、と見なければならない。その存在機能とは何か。

のであった。たとえば阿武郡の 事実、「宮番」はその名のように神社境内の掃除、 『宮番請状』(万延元・□□□部落文書)によると、その役務は次のように掲げられて『地名□) 火番、警番に従事するが、その役目は広く村内一円にも及ぶも

いる。

吉凶家の「屋敷廻り」番

(1)

(2)月当番での「村廻り」番

また、明治初年の「山口県神社改正意見」では

長州藩の茶筅と宮番の偏在の基盤(北川 5 角猫屍取除」「死葬」従事

==

が強調されている。

また、厚狭郡高千帆村『集会申合廉書』(安政五・中村家文書)だと、

「一、悪党は入込不申様(中略)地下中廻番又は穢多宮番の者差廻し可申候御沙汰通相守可申候事」

とある。「穢多」と同じく「地下中廻番」、すなわち村落次元での捕亡吏役を担うものであったのである。

こう見てくると、「穢多」も「宮番」も捕亡吏であり、賤民身分とは云うなれば権力と村落共同体による使役=仕

役の体系であったことになる。

TY 2

いっぽう「茶筅」もまた村落共同体による設置であった。大島郡の「畔頭」文書に次のものがある。

『茶洗小屋掛一件ニ付諸入目算用帳』(安政六·□□村畔頭文書)

ところで、「茶筅」の実態はこれまでほとんど分かっていないが、⑤ 幕府巡見使への答申調書が玖珂郡・熊毛郡の「茶

筅」について次のように記述していることこそ着目すべきである。

『御国目付え御答一件』(寛政四・毛利家文庫)

「熊毛才判ニは宮番の者無之、尤宮番の所作は当郡ニては茶筅穢多共より相勤候」 「山代才判ニは宮番と唱候者無之、茶筅と申名目の者宮番ニ似寄り候類人数六拾八人罷居候」

つまり「茶筅」は「宮番」「穢多」と「似寄り」、同似の「所作」を行なう。「穢多」と共に「宮番」の「所作」を

「相勤」める、というのである。

すると「穢多」と「宮番」に共通する「所作」「勤」めこそ「茶筅」のそれだということになる。では、その

それは「地下中廻番」「村廻り」、捕亡吏の「所作」にほかな「穢多」「宮番」共通の「所作」とは何か。先に見たとおり、

ている。 に「茶筅及ヒ穢多」の「業務」として次のことどもを列挙し に「茶筅及ヒ穢多」の「業務」として次のことどもを列挙し であったのである。事実、熊毛郡□□村の旧役人は明治初年 「茶筅」もまた「地下中廻番」=捕亡吏役に従事するもの

『雑記録』(明治初・□□家文書)

一、牛馬犬等ノ死体ノ取片付

、盗賊ノ捕方

一、同番人

一、火ノ番人

下略

また玖珂郡山代□□では「茶筅」部落に「牢屋敷」のある^(地名H)

ことが、『地下上申絵図』(寛延三・県庁伝来旧藩記録・写真2

に見える。

長州藩の茶筅と宮番の偏在の基盤

(北川

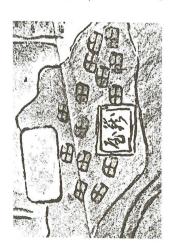


写真2 玖珂郡H村の「茶筅」集落に見える「牢屋敷」。 右が地元作成図、左が藩庁作成図。藩庁図は 「穢多屋敷」と記す。 (「地下上申絵図」部分・各1字抹消)

同郡三瀬川村の「茶筅」も「牢番茶筅の者」として記録に出てくる。

『熊毛宰判本控』 (明治三·県庁伝来旧藩記録

「一、同七斗三合九勺五才 牢番茶筅の者弐人

中略

右、 山代部 (中略) 牢番茶筅の者共飯米前書の通御座候」

実に「茶筅」もまた獄吏、捕吏に従事する存在であったのである。

おり・・・・・」

岩国領の「道の者」にしても、 「犯罪人を捕縛する役目も負わされた。 宮田伊津美氏の把握だと、その在方配置のものはすべて捕亡吏であったという。 在方の諸所に配置されていた「道の者」はすべてこの任務を持たされて

//\

的機能を担っておればこそ、その二面的な展開はあったのである。 在機能からすれば、 つまり社会的機能の上では両者は「似寄り」の「所作」を「相務」める存在にほかならない。この共通する存 両者が防長二州の東西を二分して偏在していたとしてもそこに矛盾と不思儀はない。共通の社会

こうたどってくると、「茶筅」(「道の者」)も「宮番」も捕吏、獄吏といった警刑務に使役されるものであったので

(宮田伊津美「岩国領の被差別民について」『山口県地方史研究』

四四·昭和55

的に粗齬するものでなく、同時に「穢多」体制を補完補充する二層構造として存立したゆえんもおのずから明きらか 落次元での捕亡吏役を担うゆえに、 両者の存在機能を同似同一のものと把握すること、それが 地域的択一の拡大を可能としたのである。そして、その結果としての偏在が体制 「偏在」を解くカギである。「茶筅」も「宮番」も共に村

第三章 「茶筅」偏在の歴史的基点

では、「茶筅」と「宮番」の展開が、なぜ周防東部では「茶筅」となり、長門部では「宮番」という形となったの

か。

初から定立していたからである。

「茶筅」の場合から述べよう。端的に云えば、それは周防東部では「茶筅」を捕亡吏機構の中核にすえる体制が藩

「茶筅」あるいは「鉢屋」という形での権力による把握があるからである。検地帳の類がそれを告げる。 と云うのは、周防東部、たとえば岩国領にあっては、一つには「道の者」体制以前の段階ないしはその継承として、

『□□村御帳』(慶安四・寛永二○年分、吉川家文書(地名H)

畠弐畝廿歩 元壱斗弐升四合 米弐斗五升五合 ちゃせん五郎左衛門 池市右給

同給

ちゃせん五郎左衛門_

下河湯奉公人屋敷

元壱斗四升壱合 米三斗四升

中略

長州藩の茶筅と宮番の偏在の基盤(北川) 田三畝 米弐升弐合 はちや孫左衛門」

「花ノ木原

『□□□村坪付帳』(河田家文書)(地名-)

のもとで「茶筅屋敷引石」の名が存続している。 そして、 いわゆる村明細帳『享保村記』にあっても、「穢多」「道ノ者」

また本藩領でも熊毛郡□□村の寛永三年(一六二六)の検地帳に^(地名H)

「茶

せん」の記載がある。

寛永三年検地帳』 (寛永三・小沢家文書

かさり 屋敷六畝 米七斗三升六合 茶せん源六」

がち無視できない。 行なわれているのである。のち『玖珂郡誌』 要するに、 の設置にふれて「鉢屋寺」「茶筅坊主」と記していることも、 藩政初期の段階では「茶筅」「鉢屋」という登録の仕方が (享和二) が寛文ころの あな

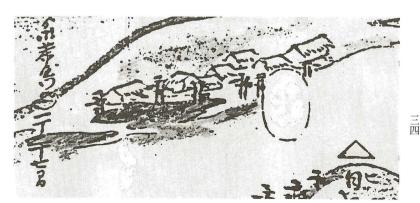
·玖珂郡誌』(享和二)

ニ定ル」

「一**、真宗、**信月坊。 大島郡ノ西方寺 今、 □□□寺。 □□寺。 代官森脇源右ヱ門代ヨリ鉢屋寺

文三年、代官佐伯羽右ヱ門心遣ヲ以、 「一、」同。 開基南故。 身元、 柱島。 茶箋坊主ニ申付、 柳井誓光寺ニテ出家。 相勤サセ候事 其後、 寬

者」体制以前の呼称であったことを思わせる。 茶筅」「鉢屋」という云い方こそ、 この地域での延宝期以前 「道の



玖珂郡H村の「茶筅」集落 写真3 (「御国廻行程記」部分・1字抹消)

そう云えば、そもそも「茶筅」という呼称での把握は大名毛利氏の掌握の仕方にある。例の天正期の

に「茶筅」の直接的な把握と呼称が出ている。

『八箇国御時代分限帳』(天正頃・毛利家文庫

「一、四石六斗

多治比茶せん

右ハ同国同郡 (安芸国高田郡

こうした大名権力による「茶筅」という形での直接的な把握と、そのもとでの捕亡吏役の「茶筅」への賦課こそ、

「茶筅」の体制的基点をなすものだと、私は考える。 その周防東部での初発の地点は、一つには玖珂郡北限の山代□□である。当地は芸州と境を接し、統治上の要衝で(wall)

ある。代官所もここに位置する。しかも周辺は「はちや」地域である。

『巌島社領周防国玖珂郡山代検見帳』(天正一八・野坂家文書

「右之米やりかたのこと

中略

天正十八年卯月六日

一もち米一升

れいふ御まつり候とてハちや上にわたし申候

三度に御とりのよし

もち米六升

同はちや上ニ渡申候、 但わやかミへのほり候留守ニ」

それにこの地域は近世を通じて「穢多」の進出と存在はないのである。 長州藩の茶筅と宮番の偏在の基盤(北川 (図4参照

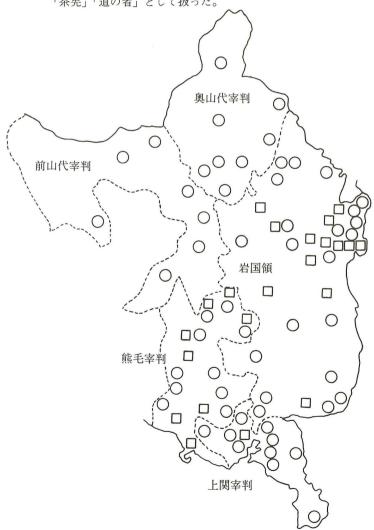
三五.

図4 周防東部の被差別集落所在村の分布状況 (岩国領は享保期、本藩領は天保期。大島郡除く)

○……「茶筅」「道の者」

□……「穢多」

注……「穢多」と同時に「道の者」「茶筅」とあるものについては 「茶筅」「道の者」として扱った。



『岩国藩村記』(享保)・『防長風土注進案』(天保) によった。

なれば、ここでは「茶筅」がいるから「穢多」がいないのである。このことは「穢多」体制が一般化する以前から こうまで「穢多」の導入と進出を見ていないことは、いみじくも「茶筅」体制の強固な存立を意味している。云う

では、藩初この地点での「茶筅」の捕亡吏役配置はどう確認することができるか。

「茶筅」体制が成立していたことを告げている。

地元に伝来する『山代温古録』は、寛文一○年(一六七○)当地の「茶筅」五軒の集落外への移転を記録している。

『山代温古録』(地元本)

「一、同年□□寺を南え移、茶洗源二郎・久二郎其外五軒の有之ヲ□□の南え遣ス、其跡え町並成、(寛文 O)(寺名s) 原町ト号ス、二月より五月迄済納_ 右ニ依上河

転前の のち『地下上申絵図』によると、その移転先には「牢屋敷」が描かれている(写真2参照・三一頁)。さらにこの移 旧地は、ほかならぬ慶長一四年(一六○九)検地反対一揆の際、主謀者の首をサラしたその場所だという。こ

の事実こそ、「茶筅」と刑警務役との結びつきを伝えてくれる。 藩初からこの地では「茶筅」の捕亡吏役従事があるのである。 周防東部の「茶筅」の原型はここにある。

般的には「穢多」(「かわや」)による捕亡吏体制が施かれていくなかで、周防東部にあっては「茶筅」体制というい

広く一

ま一つのコースがスタート、定立していたのである。であればこそこの地では「穢多」の進出がなく、「茶筅」の偏

在が展開するのである。

点はある。 長州藩の捕亡吏機構が「茶筅」と「穢多」という複線型として発足していること、そこに「茶筅」偏在の歴史的基 初期藩権力による把握の形態が、 その後の展開を大きく規定づけていることを、ここに見ることができる。

長州藩の茶筅と宮番の偏在の基盤(北川

三七

第四章 「宮番」偏在の歴史的基点

では、長門部ではなぜ「宮番」が展開したのか。

となっているのか。 長門部では「茶筅」七戸に対して「宮番」一六一戸が存在する。実に「宮番」一辺倒である。なぜこのような状態

さて、「宮番」というのは、その名のように本来的には神社番吏である。神社境内にあって神社の警備、

除に従事する。 しかし、神社番吏であることによって近世の「宮番」がそうまで増加拡大したわけではない。なぜなら長門部では圧倒的 火番、 掃

に展開していても、周防部ではそうではないからである。この事実は、「宮番」が村落神社にとって絶対不可欠のも のではなかったことを意味する。その神社番吏としての存在意義は二義的のものと見なければならない。

村落共同体がその設置主体をなした。 つまり、神社番吏としてでなく村内捕亡吏であるところにその第一義的な存在理由はあるのである。であればこそ 云いかえれば「宮番」は村内捕亡吏の設置形式であり、 長門部ではそれが定型、

定式として展開したのである。

では、このような村内捕亡吏=「宮番」という定式の長門部での成立はいったい何によるのか。

①長門部での「宮番」体制は、「茶筅」の全面的な後退と表裏していること

②周防部での「茶筅」体制は藩初の時点での権力による把握を原型としていること

この二つの事実からすると、①長門部では「茶筅」を捕亡吏とする原型が藩初期に定立していなかった、②そのた

80 「茶筅」の後退と「宮番」という形での村内捕亡吏の普及をみた、と考えざるをえない

もちろん、長門地方にもともと「茶筅」がいなかった、のではない。一般に山陰地方は「鉢屋」地帯である。

『雲陽軍実記』(天正八)

故に番太杯とも云ふなり」 「彼が同類を川原ものと云ひ、茶筅を作る故に茶筅とも云ふ、鉢をたたく故に鉢屋とも号す、又町家の非常を糾す(鉢屋)

「鉢屋」と云おうと「茶筅」と云おうとその実態は同一である。 長門部での「茶筅」のかつての存在と伝統を象徴しているのは、豊浦郡に孤立する「九品念仏衆」である。

『豊浦郡地下上申』(延享四・県庁伝来旧藩記録)

「此者共常ニ九品の本尊を掛ケ念仏執行仕候(中略)九品のおいをかるい念仏ニて針茶せんを売申候」

権威を標傍し、□□村では観音堂(旧福応寺古跡)、□□村では薬師堂に篭拠し、「寺中」と称する。安政期の戸数で(≒名ト) 「九品念仏衆」のこの姿は、とりもなおさず「茶筅」であり「鉢た、き」にほかならない。空也上人以来の伝統と

三〇戸と二〇戸。

のウラガエシそのものにほかなるまい。権力と村落共同体による掌握を拒み、「穢多」「宮番」体制による包摂に抗し)「九品念仏衆」=「茶筅」の座的結合による凝縮と孤立、 割拠こそは、 長門部 一円での 「茶筅」 の大巾な後退

ての、その座的結集であり割拠なのである。

雑種賤民の地域的、 一円的な不在あるいは単一化状況の背景には、「穢多」体制あるいは 「茶筅」「宮番」体制によ

る包摂がある。そのことが生態の類似性の拡大を結果している。

長州藩の茶筅と宮番の偏在の基盤

(北川

長州藩の茶筅と宮番の偏在の基盤(北川 「宮番」のなかにも「茶筅」の業態が入り込んでいっている。たとえば 「門開き」は 四〇 「穢多」

の代表的な所業であるが、「宮番」にしてこれを行なうものもある。

『前大津宰判風土注進案』(天保期

「年始に門ひらきとて宮番祝言を唱へありき軒別米餅などを遣し候」

また「茶筅」が本業とする「竹細工」も「宮番」にとって限られた生業とされている。阿武郡の『宮番請状』によ

れば、「宮番」の商売は「手細工物」に限るとされている。 『宮番請状』(万延元・□□□部落文書)

「一、古来より被仰聞候通、私共手細工物の外全く売買仕不申候事」

そして「宮番」自体も「穢多」体制に包摂されていく側面を有した。正徳五年(一七一五)の藩令からして「穢多」十

「平人」双方からの「宮番」採用を自明のこととしている。

『書付控』(正徳五·毛利家文庫)

「諸在郷宮々ニ宮番と号、穢多の類の者、或非人乞食の類、都而俗性不相知者居申の由候」

二置候ても苦間敷候」 「向後ハ宮番等其地下ニ置候ハ其者の出所を究、穢多非人の類ニても其頭分の者へ付届、無紛者ニおゐてハ宮番

加えて寛政四年(一七九二)の答申書では次のように報告されている。

『御国目付え御答一件』(寛政四・毛利家文庫

「一、宮番五人

但、 徳地宰判柚木村の儀は奥阿武郡□□村穢多共芝ニ御座候所、遠村の儀ニ付彼地穢多共より右の宮番(≒名Ⅰ)

差出置申儀ニ付御座候故、柚木村ニて前より宗門相調候儀無之由申出候事

一、同八人

但、同宰判岸見村宮番三拾ケ年余罷居三田尻才判□□村穢多共芝ニ御座候処、(^{地名M)} 遠村の儀ニ付彼地穢多共

より右の宮番差出置申儀候故、岸見村ニては宗門の儀ハ同断」

しかも天保の村明細帳 『風土注進案』に及んでは、もはや「宮番」としてはそこに登記されてきていない。「宮番」 そこでは「宮番」の欠員補充は「穢多」によって充当され、「宮番所」はあたかも「穢多」の派出所となっている。

の「穢多」への吸収も進行しているのである。

しかし「宮番」が全体としては村内捕亡吏の定型として存立してきたのは、

①設置主体が村落共同体であること

②設置場所が共同祭祀場に限定されていること

③「平人」からの採用を可能としていること

によって、一定の独自性と固有性をもつものであったからにほかならない。

それでは、こうした近世 「宮番」の歴史的基点はどこにあるのか。

右に挙げた②③の条件を「宮番」旧来のものだとすれば、①の村落共同体を設置主体とする点こそ、云いかえれば

画期はどこにあるか。 単に神社内捕吏ではなく村内捕亡吏役を第一義とするに至った段階こそ、近世「宮番」の基点であろう。その転機

長州藩の茶筅と宮番の偏在の基盤(北川)

藩初にあっての「宮番」存在の態様と経緯をほんのわずかにだが伝えているのは、佐波郡防府の松崎天満宮の「宮

番」である。当社には戦国期 (永禄一二) から「宮番」の存在が「宮番給」の記載などでうかがえる。

『天満宮惣目録』(慶長五・『寺社証文』)

「一、米弐石八斗八升 宮番給 松田蔵人

一、米壱石弐斗

同給

友弘新七

召上」「切米」付与によって大巾削減されたことに伴なう措置である。 ところが、この「宮番給」の記載が正保四年(一六四七)の社領高内訳から消えている。この年、社領石が「下地

基礎を失しているのである。この事態こそ「宮番」存立の社会的基盤の転替を象徴する。「宮番」は旧来の存在基盤 つまり、近世領国体制の確立していくなかで、松崎天満宮という最大手、有数の神社にして「宮番」保持の経済的

設置が体制的に可能となる。 =神社内基盤を喪失して、云うなれば社会的に放出されたのである。ここに村落共同体を主体とする「宮番」の掌握、

保二)折でもある。村落次元での捕亡吏体制の強化が村落共同体に要請されていくとき、村内捕亡吏を主務とする 時あたかも正保四年と云えば、長州藩で「かわや」(「穢多」)を統括しての「長吏」体制が全藩的に成立した(正

「宮番」が登場してくることになる。

13 、 る。 のち正徳五年(一七一五)の藩令は、「宮番」設置の主体が村落共同体にあることを前提とし、 自明のこととして

『御書付控』(正徳五・毛利家文庫

「宮番等其地下に置候ハ、其者の出所を究、 穢多非人の類ニても其頭分の者へ付届、 無紛者ニおゐてハ宮番ニ置

候ても苦間敷候

おわりに

①「茶筅」も「宮番」も共に村内捕亡吏であった。

②長州藩の捕亡吏体制は「穢多」と「茶筅」の二本建てで発足していた。

本稿ではこの二つの創見をカギに、「茶筅」と「宮番」の相互偏在のナゾを明かしたつもりである。

由来するそれ自体の拡大表現としてとらえていくとき、賤民制の総体への視界が広がる。

「偏在」は決して不可解のものではない。これを単に地理的景観としてでなく、あくまでも賤民体制、

賤民構造に

のカセが補亡吏役であることを見知った今、「賤民身分がなぜ捕亡吏なのか」「捕亡吏役はどう賤民身分あらしめる すなわち本稿を経ることによって、賤民身分共通のリングの一つが捕亡吏役であること、権力と共同体による使役

のか、おのずからそれを問う、追うことになる。

捕亡吏役をカセとする賤民身分の機制がどう構成され、どう作動するものであったのか、「長吏役と賤民身分の機

制」を次に開示してみよう。

註①河村芳信『防長風土注進案に見る被差別部落の戸数人口』

(昭和48)から算出

②西田彦一「萩藩の被差別部落について」(『藩領の歴史地理

長州藩の茶筅と宮番の偏在の基盤(北川

昭和43)

③先年(昭和56)私は次のように述べてもおいた。

雑種賤民の代表的な存在である「茶筅」、その実態は分

<u>.</u>

る。賤民制の総体を明かしていく上からも、また当面する 布圏の偏在性のナゾも含めて解明は全く今後に俟たれてい

現実の要請からも、雑種賤民の研究は求められる。 (北川 健「書評・長州藩部落解放史研究」『日本史研

究』二二一号)

④先に(昭和54)別の史料でもって「寛文九年」と述べたこ とがあったが(北川 健「近世後期長州藩の賤民外延の拡

大と後退」『山口県文書館研究紀要』六号)、ここで「延宝

五年」と訂正する。

⑤「茶筅」は竹細工を主業とすると見なされているが、「板 折敷細工」を営むものも見える。

「おし切と申ハ昔宇佐川左馬申者下人板折敷細工仕、此所 「外二壱軒 押切谷茶せん家」

由申伝候事」(『防長地下上申』一)

二木屋をかけ罷居候故、板折敷申候を已後おし切と申唱候

単一の事例だが「茶筅」の起源を伝えてもいる。

追

だいたことで、何時しかここまで来れたのだと思う。芳名を記させていただくことで、あらためて謝意を表したい。 像が見えるようになっていた、というのが実情である。それにつけても、心ある方々から折節に史実や史料についてご教示を寄せていた 「茶筅」を視界の一端に置くようになってから十数年になる。たまったメモに目を通しているうちに、フト「茶筅」の何ほどかの歴史

清(阿東町)、福永常宏(光市)、松島幸夫(錦町)、宮田伊津美(岩国市)、渡

隆光(美和町)各氏。

石川卓美(山口市)、国広哲也(光市)、倉増

萩藩絵図方の沿革山

井上武兵衛 有馬喜惣太

の作成にたずさわった、中心人物として知られている。「行程記』などの、いわゆる近世防長の歴史地理史料の基幹をなすものこの両名といえば、いわずと知れた「地下上申」「地下上申絵図」

程記」など今に残る貴重な史料を作成したのが、まさにここにとりあるの彼らが属し、右に挙げたものの他、「寺社由来」「御国廻御行の作成にだすされてた。中心人物として知られている。

萩藩絵図方の沿革(一(山田)
多くの優れた研究業績がある。が、これら一連の事業主体たる「絵図以上の諸史料については、山本正大、川村博忠氏らをはじめとする

げる藩府「絵図方」であった。

田田

稔



地下上申絵図(吉敷郡吉田村清図)

方」そのものについて述べられたものは少ない。 加えて、 「地下上申絵図」 の再整理を課題とする自分と

しては、 実態の解明について他ならぬ興味をいだかずにはいられない。 いわばそのカギを握っているともいえる「絵図方」の 従来 ^{*}定説^{*} とされている

「地下上申絵図は多く喜惣太の手に成る」 ⑤

ることとした。 喜惣太のほかにも絵図作成にたずさわったものが必ず

も再び目を向け、

いるはずだー

そのスタッフはい

かに?!

の初期の沿革を探ってみることにしょう。 方」に迫ってみたいが、 これらの解明をも加えながら、わずかでも萩藩の 本稿では、 まず絵図方の起源とそ 「絵図

「もりのしげり」によると、絵図方の職務について、

御国廻御行程記の絵師は喜惣太」といったことなどに この角度からも「絵図方」を見直してみ

御国廻御行程記(萩周辺)

四六

以下八組士」、役料は「毎年四石同銀二百五十目」となっている。しかし、その創始年・時代については記されていない。 「屋敷図地図其他総テ絵図調製ノ役ナリ、此役ヨリ多ク高札方ヲ兼ヌ明治元年十一月廿三日廃役」、就職階級「七十石 次に、「役人帳」で調べてみたところ、「絵図方」の主要スタッフについて以下のように示されていた。

兼 重 和 泉

羽 下 総

厚 母 四郎兵衛

厚

母

四郎兵衛

厚 母 四郎兵衛

田 仁左衛門 敦恒

正徳三巳二月二日ヨリ本役 宝曆五亥三月八日免

正徳三巳二月朔日免

上 武兵衛 親明

井 平

平 田 四郎左衛門 敦能

仁左衛門嫡子 平 \coprod 仁左衛門 敦則

明和七寅閏六月五日

享保五子十二月十八日 宝永五子八月廿九日

平 \mathbb{H} 四郎左衛門

これによると、初代の「絵図方」役人は、兼重和泉ということになるが…。 右仁左衛門及老年候付病気支之節本役同様出勤被仰付候

この兼重和泉について譜録で調べてみることにしよう。

萩藩絵図方の沿革(」(山田)

四八

兼重和泉守元続-永禄二年(一五六〇)芸州吉田生。元和六年(一六二〇)没、享年六十一歳。慶長四年(一五九九)

この兼重の伝書の中に次のような記述がみられる。

和泉守を受領している。

元続有才覚故、 防長両国御所務帳并御両国之絵図道程帳相調差上候

とも推測されるが、これが何をさしているのか断定し得るものはない。 これについては年代が記されていないため、 いつ頃の事績かわからない。記載状況 (順序)からすると、天正年間

もって実質的な、絵図方、のおこりと言えるのではなかろうか。 (一六○○) に蔵田就貞とともに防長両国の石高を検していることと考え合わせると、まさにこの時期の兼重和泉を しかしながら、この兼重が何らかの形で防長両国の絵図等の作成にたずさわったことは明らかであり、兼重が慶長五年

とは言え、兼重がどのような役職にあったかは定かではなく、彼の譜録中にも「絵図方」云云といった記述は見ら

れないのである。

Ξ

年不明。頓野五郎右衛門就重の養子で、実父は積山与左衛門維道。その後、厚母四郎兵衛佐元知と兄弟の契りを結び、 三人の厚母四郎兵衛のうち最初にあげられた四郎兵衛は、 厚母四郎兵衛就房である。寛文六年(一六六六)没、享

頓野を改め、厚母氏を称するようになった。

、慶安五年正月十一日御両国絵図方被仰付御奉書被下之

御下向之節御国中御供仕旁苦労仕候間、御意之旨被仰渡、年号不知八月十三日右御役中毎年御両国打廻り、上使

御奉書被下之

出候付御奉書被下之一、年号不知七月十一日上使御通被成候節、御道筋⇔被差

正保国絵図(防長両国大絵図)は、周防・長門の二鋪一組でまさにここに役職としての「絵図方」が登場してくる。しかまさにここに役職としての「絵図方」が登場してくる。しかまさにここに役職としての「絵図方」が登場してくる。しかまさにここに役職としての「絵図方」が登場してくる。しかまさにここに示されている通り、就房右はその伝書の抜粋である。ここに示されている通り、就房

次のように記された貼紙がある。木箱に収められているが、その木箱の蓋裏に「入日記」として

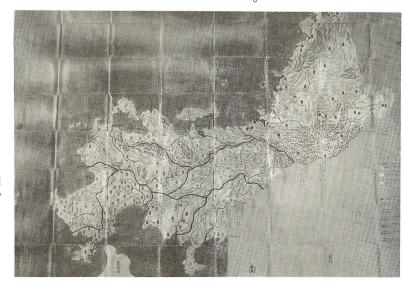
入日記

、防長御両国之絵図 弐枚

日曽祢源左衛門殿は被指上候御扣江木次郎右衛門調之但、慶安弐八月廿一日井上筑後守殿は同年十一月廿

萩藩絵図方の沿革

(山田



正保長門国絵図 (335×480)

四九

一、萩御居城之絵図 壱枚

慶安弐八月廿一日公儀被指上候処不足之品有之如此調替、 慶安五年六月十九日井上筑後守殿被差上

候御扣厚母四郎兵衛調之

一、御両国石高帳 弐冊

慶安弐十一月廿日曽祢源左衛門、 同三五月廿一日井上筑後守殿ら被指上候御扣江木次郎右衛門調之

、御両国大道小道灘道船路帳 弐冊

但、慶安弐十一月廿日曽祢源左衛門殿、同三五月廿日井上筑後守

殿へ被差上候御扣右同人調之

文化八未之八月

じられている。 この幕府による正保期国絵図徴収は、正保元年(一六四四)に諸大名に命 ところが、右の史料からもわかるように、実際に萩藩がこの

仕事を終えたのは、その八年後の慶安五年(一六五二)のことであった。

成年の慶安五年のことである。 そして、就房がこの「御両国絵図方」を命ぜられたのは、まさしくその完

言いかえると、役職としての「絵図方」がスタートするのは、 慶安五年、

「御両国絵図方」就任をもってということになろう。

厚母四郎兵衛就房の



E.O

厚母四郎兵衛高五拾石御組ら被相加候条可有其御心得候、 御両国絵図方被仰付御国中廻申候条御定之辻持懸

凸銀御普請役可被差除候、恐々謹言

慶安五正月十七日

国備後

並越中

毛 右京

堅田安房守殿

での動きとつながりをもっていると考えられるが、それは稿を改め詳しく述べることとしよう。 にあたり、 右の奉書のとおり、 防長両国を巡廻していたことがわかる。このことは、享保期以降にはじまる絵図方の一連の地誌編纂事業 就房は褒賞として五十石を与えられている。また、これから、就房 (絵図方)が、 両国絵図作成

ところで、前出「入日記」の記述から、厚母とその仕事を分担していた人物として江木次郎右衛門があげられる。

は、 相詰』といった彼の譜録の記述からもわかるのであるが、さらにここに「羽仁信濃」なる人物が浮上してくる。 江木次郎右衛門元直-延宝元年(一六七三)没、享年八十九歳、この江木が国絵図作成の仕事にたずさわったこと 「尤御両国絵図羽仁信濃、 二郎右衛門元直両人ニ被仰付江戸ら被召上信濃儀者先達る被差下候処元直壱人六ヶ年

「役人帳」の二番目にあげられている羽仁下総については何もふれなかったと思う。一通り譜録を調べた限りでは、

羽仁で「下総」を名乗ったことのあるものは見あたらない…。

萩藩絵図方の沿革

(山田

抜萃類聚」の一節からもうかがうことができるのであるが、 方、羽仁信濃は、 善左衛門を名乗っており、® 信濃が寛永国絵図調製に関係していたことは、 両者の関係について確かめる手だてはなく、 岩国藩の 記録 「証記

五.

ついては不明のままである。

さて、目を再び厚母へもどしてみよう。彼の譜録にはさらに次のように示されている。

為御意申入候、御方事久々絵図方二被付置、 毎年御両国打廻、 上使御下向之節ハ御国中之御供旁辛労之段内々以

弥心遣仕候様可申聞旨候間可被得其意候、

委細堅安房守へ

被仰渡候、恐々謹言

達御聞候、

然者今度堅安房守遂披露重疊被聞召届候、

永々御役所勤苦労仕を被思召候、已上

八月十二日

椙

兵庫

就幸 判

厚母四郎兵衛殿

幕府上使の国内巡見の際にその案内役を務めたことである。「絵図方」はその「地理功者」なるをもって、案内人の役 めに防長両国の地理に精通しておく必要から、 この奉書から読みとれることが二つある。一つは、前にも少しふれたが、「絵図方」役人としては、絵図作成のた 毎年のように両国内を踏査して廻ったことである。さらに今一つは、

目をも果たしていたと考えられる。

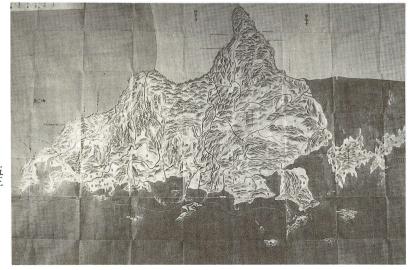
御国境ニあ御案内者衆被引合御意次第御駕籠御跡先御供仕候様可被申聞候事』 といった記録が残されていることから 寛文七年(一六六七)の幕府巡見使来藩の際、 このことは、承応二年(一六五三)の幕府国目付来藩のときの御供役人の中に厚母四郎兵衛の名が見えることや、 就房の継子三左衛門について「絵図方厚母三左衛門御国中御供申付候条、

も確認できよう。

就種―に受け継がれる。 就房の死後、「絵図方」はその継子三左衛門―厚母四郎兵衛

力していることは書き留めておくことにする。このとき就種に絵図作成補足として寺社組絵師津森小兵衛が協じめとする諸史料や研究書があるため、それらを参照されたいが、られる。このことについては、「御両国絵図被差上覚」をはこの就種の役中の大事業としては幕府の元禄国絵図徴収があげ

加増高弐拾三石被為作拝領持かかり引合高百石ニ被成遣之而心懸能御用ニ立候、就中殿様御国廻り并御国に之上使度な当尾能相勤、殊今度公儀に諸国一同ニ被差上候御両国御絵と出合結ひらき無残所メ頃日御絵図致出来公儀被差上首尾も出合結ひらき無残所メ頃日御絵図致出来公儀被差上首尾も出合結ひらき無残所メ頃日御絵図数出来公儀被差上首尾能納り申候、去々年江戸被召上せ度々公儀絵図方御役人にも出合結ひらき無残所メ頃日御絵図数出来公儀被差上首尾をおります。



元禄周防国絵図 (400×612)

萩藩絵図方の沿革 ()

(山田

旨候間、

元禄十二 五月廿二日 此段可被申渡候、恐々謹言

玉 与三兵衛 印

毛 市正

このうち、 「就中殿様御国廻り并御国に之上使度々首尾能相勤」 清水長左衛門先祖証人 の部分から、絵図方が巡見上使の案内のみならず、

いわゆる「御国廻り」-藩主の初入国後に行なわれた防長両国の国内巡見行事-の案内役をも勤めていたことがわか

ツ宛が与えられていることなど、 このことも、四代吉広の御国廻りのとき、深川において御供役の褒賞として厚母四郎兵衛、 御国廻り関係の諸史料に散見することができる。 三左衛門父子に小袖壱

る。

果して、就種は、永年の絵図方勤務の功績を認められ、高百石を与えられたのであった。

五

、三代目、厚母四郎兵衛 (房信) になると、それまで代々厚母家に引き継がれていた「絵図方」に変化が起きた。

厚母四郎兵衛

右平田仁左衛門事、 絵図方御用筋為見習近年自分へ被付置候、 此儀絵図方家業二被仰付候条、 御用筋申伝弥御用

二相立候様可仕候事

宝永五子ノ八月晦日

五四

「家業」として仰せ付けられたのであった。これにより、以後「絵図方」は代々平田家に受け継がれていくこととな この史料が示す通り、平田仁左衛門が、絵図方見習として厚母へ付けられていたのである。 しかも平田は絵図方を

った。これも絵図方の専門性が重視されたためでもあろうか。

左衛門が、いかなる人物でどういう地位にあったものか知ることはできない。 出たため、代わりに平田が選ばれたと考えられる。とは言え、残念ながら平田の譜録はすべて散逸しており、平田仁 かくいう事態も、房信の譜録に「正徳三年六月二日絵図方御役如願被差替候』とあるように、房信が御役替を願い

上申」をはじめとする一連の地誌編纂事業の開始をみるようになるのである。まさに「絵図方」はその盛勢期をむか ともかく、 「絵図方」は厚母四郎兵衛房信ののち、平田仁左衛門敦恒に引き継がれ、この平田の役中より、 「地下

註 ① いずれも山口県文書館所蔵旧藩別置史料。

えようとしているのであった。

- ② 毛利家文庫·地誌41番。
- ③ 旧藩別置史料。
- ④ 毛利家文庫·地誌57番。
- ⑤ 吉田祥朔著「増補近世防長人名辞典」二八頁有馬喜三

太の項。

職役一覧表、三〇六頁。 時山弥八著「もりのしげり」(昭和七年再版

旧長藩

14 13

萩藩絵図方の沿革()

(山田)

⑧ 毛利家文庫・譜録か74番「兼重五郎兵衛貞連」。⑦ 県史編纂所史料8番切「役人帳 十ノ下」。

毛利家文庫・譜録あ64番「厚母与三房清」。

(9)

① 毛利家文庫·絵図28番。

①②に同じ。

② 毛利家文庫・譜録え5番「江木次郎右衛門真直」。

毛利家文庫・譜録は4番「羽仁木工幸光」。

岩国徴古館蔵。これについては川村博忠著

「江戸幕府

撰国絵図の研究」(古今書院、昭59年)48頁を参照。

廻り二付御供之諸役者其外付立」。 毛利家文庫・柳営41番(40の37)「両御目付衆様御国

(6) 毛利家文庫・柳営41番(40の1)「目録〔並巡見使録〕

17

⑨を参照。三左衛門は養子である。

23

9に同じ。

毛利家文庫·諸省97番「雑事書抜」。 毛利家文庫·巡見事5番「御国廻事

寛文七」。

19 22 21) 20

前出、川村博忠著「江戸幕府撰国絵図の研究」

元禄九」。

18

毛利家文庫・絵図巡番「長門周防大絵図」。

毛利家文庫·地誌31番。

五六

〈史料紹介〉

山口県下の新聞 雑誌 · 通信社

昭和二年 内務省警保局調查

戸

二年前の当紀要(第11号) で、私は「大正昭和初期山口

県下の新聞紙発行状況」と題した史料紹介を行なった。

それは、

山口県文書館が架蔵する戦前の

『長官事務引

が

高等警察課が調査してまとめあげた「県内発行新聞紙一 継書』(大正10・昭和4・5・8年の四冊)の中から、 警察部

覧」を抄出してのものであった。

れる中で、この種の史料がすでに刊本として、どこかで ところが、その後に各方面から種々の気付きが寄せら 自分の不勉強さを

複刻されているとの情報を耳にして、

らも、

複刻版同書の割愛を受けるに及び、

全国的な規模

山口県下の新聞・雑誌・通信社(戸島

痛感させられていた。

島

昭

とりわけ、札幌市の林新治氏から、 その具体的な書名 (昭和54年

10月発行 『新聞雑誌社特秘調査 大正出版株式会社 一八、〇〇〇円)であることを教 昭和二年・警保局』

えられ、恵与された山口県関係部分のコピーを見て恥じ 入った。それと同時に、この文書がもつ稀有な価値の高

さに驚愕した。

さらに、その原本所蔵者である東京都の羽島知之氏か

五七

Ш

で山 能になり、 口県下の 新聞雑誌通信社の状況を把握することが可 段と強くした。

また、 羽島氏からは、 その感を一 同氏の主宰するマスコミ資料ラ

査で 教示して頂いた。ここにおいても、 イブラリーが保存する山口県関係新聞の架蔵状況までも 〈史料紹介〉をしていたかが露見する結果となり、 私がいかに貧弱な調

赤面の至りであったが、 前稿の不十分な「附表1~6」

実させることができたのは、 (昭和59年2月末現在における県内発行新聞紙の架蔵状況 本当に得難い喜びでもあっ を充

た。

次第である。 両氏には、 この紙面を借りて、 改めて感謝の意を表す

直す必要に迫まられており、 下の新聞紙発行状況を、 よる調査史料を踏まえて、 そのような訳で、今や私は、この昭和二年の警保局に より豊かに、 大正昭和初期における山 原本所蔵者の許可を得て、 より正確 に把握し

県

五八

〈史料紹介〉 の追加をしながら、 若干の分折

を試

史料解題

みて、

前稿の不備を補う機会を得たいと考える。

ここに

現在で、 史料1 内務省警保局が全国の各都道府県知事あてに照 「新聞雑誌及通信社調」 は、 昭和二年十一月末

会した新聞雑誌通信社の現況調査に対する山口県から

誌及通信社調査ノ件」 すなわち、 警保局は、 を通牒し、 同年十一 月十七日付で 翌十二月末頃には四七 「新聞 雑

の報告書である。

信社ニ関スル 都道府県からの回答書を取りまとめて、 調 と標題付けしたぶ厚い文書に編綴 『新聞雑誌及通

して

る。 17 るが、 その中から山口県関係部分を抄出したものであ

秘文書の発見経緯や、その絶大な史料的価値、 内務省警保局関係者の間で特秘扱いにされていたこの さらには

この調 ついては、 査が行なわれた昭和二年当時の社会的背景などに これをそのまま影印本として刊行した 「前掲

れぞれの発行回数については、

季刊程度以上であった基

書」に、原本所蔵者の羽島氏などによって、 されている。したがって、ここでは山口県関係部分につい 的確に解説 7

のみ、

前稿で紹介した大正十年・昭和四年・同五年・

八年の

「県下新聞紙

覧」

と比較対照しながら、

少し説

比べれば、

大正十年と昭和二

一年の二回の

調査は、

ほぼ同

規準で行なわれたものとして、

対照が可能である。

お

百

第一に、この昭和二年の 「新聞雑誌及通信社調」 をま 明を加えてみたい

が とめあげた機関は、 17 ずれも県警察部高等警察課の作成であることからし 前稿で紹介した「県下新聞紙 覧表」

十二月のうちに県知事名で内務省警保局長宛に回答した て、 方から推察すると、 同課に間 違い ない。 山口県の場合も秘扱いでもって、 また、 他の都道府県の回報の仕 同年

ものと考えられる。

ては、 大正十年の調 その標題名が 山 口県下の新聞・雑誌・通信社 ||査範囲をそのまま踏襲しているが、 示すとおり新聞 (戸島 雑誌 通信社 であ 7

第二に、この昭和二年の調査が対象にした範囲につい

外し、 準をやや引き上げて、 上の発行を続ける新聞社に限って行なわれていることに である。 新聞社のみを対象としており、 しかし、 昭和四年以降の調査が雑誌・通信社を 月刊以上のものを対象とした模様 L か Ł 隔 日刊 以

新聞 困難となり、 そらく、 ・雑誌類が飛躍的に増大したため、 同四年以降の調査は、 対象を社会的影響力の大きな日刊紙程度以 出版界の隆盛によって、 悉皆的 な調査が

上の新聞社に限定したものであろう。

年 ことに対して、 第三に、 昭和四年・ 調査項目とその記事内容については、 同五年・同八年の四回がほぼ同 昭和二年の調査のみが、 項目数も 一である 増加 大正十

関係が明記され、 記事内容も詳細に亘っている。 「頒布区域」 が さらに、「主ナル関係者」として主筆者 新設され、 社長又ハ主幹者」 すなわち、「創刊年 の党派 月日」

と

れらの調査項目があることにより、各新聞雑誌通信社のなどとその党派関係が付け加えられているのである。こ

は絶大である。 道府県の報告書と共にこの文書が残っていることの意義 玉 有することになってい で、 社会的影響力や政治的傾向などが具体的 斉に同一 の四 П 規準で行なわれた調査として、 「のどの調査報告書よりも高い史料的 これにより、 る。 しか 山口県下の新聞雑誌通 ŧ 警保局 に把握され の指命 他の四六都 価値を で、 信社 る訳 全

査報告書の価値は、他の四回のそれを凌駕している。

とが初めて可

能

になり、

その点でも、

この昭

和

二年の

調

全国的な言論界の動向の中に位置づけてみるこ

史料2

新

:聞雑誌及通信社党派一覧書」

抄)

は、

四七

『新聞雑誌通信社ニ関スル調』(原本)の巻頭に付けられ信社の党派性について、都道府県ごとに集計 したもので、都道府県からの報告書をもとに、警保局が各新聞雑誌通

てい

ここでは、

中国地域五県と合計欄につい

ての

4

る。

抄出して、山口県の特徴を中国地区の他県や全国的な党

六〇

派況状と比較ができるようにした。

高い 0 の二大政党が勢力を伯中させて競っていたが、 新聞雜誌通信社 これによれば、 割合を占めていることに先ず気付く。 その当時、 の場合は、 全国的 圧倒的に政友会系の には政友会と民政党 この率の高さ Щ ŧ 口県下 0

の場合も四九社と少なく、比較の対象としては小さすぎ縄県の場合は新聞雑誌通信社の総数が七社で、和歌山県は、沖縄県、和歌山県に次ぐ第三位のものであるが、沖

は特筆すべきことである。る数であることを勘案すると、山口県の政友会色の濃さ

かつて、政友会の「金城湯池」

と評され、

特に

昭

和二

のように新聞雑誌通信社にも色濃く反映していたのであ会内閣を組織しており、県下の強い政友会支援熱は、こ年当時は山口県出身の田中義一が政友会総裁として政友

また、政友会系の新聞雑誌通信社に対抗して、民政党

系の新聞雑誌通信社も活発な動きをみせており、この二

党的色彩は、 大政党の競合によって、 全体的に強まったと考えられ、「中立」の 山口県下の新聞雑誌通信社の政

である。 位置になっていることも特徴的であり、 注目すべきこと 区分に属するものの割合が、

全国で三五番目という低い

史料分折

附表1 及通信社調」(史料1)を基に、それ以前の大正十年の調査 「発行状況の変遷」は、 昭和二年の「新聞雑誌

と、 よび政治的傾向につい 山口県下の新聞雑誌通信社の発行回数と発行部数お それ以後の昭和四年・同五年 て、 それぞれの変化盛衰を見よう ・同八年の調査を対比

達している。

プされるものが六二社であり、

全体の三分の二の多さに

他の四度の時点における調査結果を抄出し、 アラビア数字で、発行回数は昭和二年と異なるもののみ つまり、 昭和二年の調査で対象となった各社について、 発行部数は

山口県下の新聞・雑誌・通信社

(戸島

昭

としたものである。

「民」(民政党) のごとく、 一覧表に略記してみた。 「月五回」のごとく、さらに政治的傾向は

会 を

の結果、およそ次のようなことが判明する。

化が把握できる。 がほぼ同一であることから、 第一に、大正十年との比較においては、 すなわち、 この五カ年間の全体的な変 山口県下の新聞雑誌通 調查対象基準 信

消している。 査時点まで存続するものは三一社であり、 調査でリストアップされた五五社のうち、 発展を物語っているが、その内訳をみると、大正十年の の総数は、 五五社から九三社に増加して、言論出版界の また、 昭和二年の調査で初めてリストアッ 二四社が姿を 昭和二年の調

の増減や、 日刊以上の主要新聞社に限定されるが、 和二年の調査でリストアップされた一八紙うち、 新聞界全体の動向が読み取れる。 各社の発行部 すなわち、 同匹 数

第二に、昭和四年以降の調査との比較においては、

隔

六

口県下の新聞・雑誌・通信社(戸島)

存続しており、堅実な経営の日刊紙であった。また、昭の時点では一三紙が、そして同八年の時点では一二紙が

年の調査時点まで存続したもの

は

四紙であり、

同五年

Ш

同四年の調査で一〇紙、同五年の調査で三紙、同八年の和二年の調査後に初めて登場する隔日刊以上の新聞は、

の言論出版界も活況を呈していたのである。調査で一三紙と、増加の一途をたどっており、山口県下

「新聞雑誌及通信社の設立状況」は、

昭和二年

附表2

0

「新聞雑誌及通信社調」(史料1)にリストアップされた

でもって分類したものである。九三社に通番を付けて、それぞれを設立年次と設立地域

すなわち、竪軸に年次を取り、横軸に地域を取った一

のような傾向が判明する。された九三社の設立状況が把握しやすくなり、およそ次覧表に、各社を位置づけてみると、十一月末現在で確認

第一に、

設立の時期については、

明治期に設立された

シーの一端を読みとることも可能である。

正十三年以降の設立が多いことが目立ち、大正デモクラり、特に政党政治が「憲政の常道」として確立される大
で昭和二年になって設立されたものが二六社となってお

第二に、設立の地域については、県庁所在地として政

でも、 部に比べると、 防部ではやや趣を異にし、 白地帯となっている。 若干の新聞雑誌社が設立されてお 言論出版界においても、 しかし、 大島郡や態毛郡のような地域 同 じ郡部 周防部は先進地 り、 とい やはり長門 っても、 周

域であったと言える。

山	(8) 宇部時報	(7) 関門中央新聞	宇部日日新聞	(5) 関門報知新聞	防長実業新聞	(3) 防 長 新 聞	(2) 馬関毎日新聞	(1) 関門日日新聞	是		li-c
口県下の新聞・雑誌・ほ	区準機関紙 政友会山口県支部宇部分	好意ヲ有ス 一 一 の	区準機関紙 政友会山口県支部宇部分	ルノ性質ヲ有ス 民政党 同党ノ機関紙タ	ラ有ス 財ニ対立シ民政党ニ好意 中立ヲ標傍セルモ防長新	治的ニモ稍濃厚ナリ政友会ノ機関紙ニシテ政	濃厚トナル 改友派 古キ歴史ヲ有シ	自派ノタメ活動ス 各種選挙ニ際シ	宮沢 フで 西 泊 自 伯 自	営 成及 ア 女 台 勺 頁 可	新聞雑誌及通
通信社(戸島)	明治四十五年	大正十二年	大正五年九月十五日	大正五年二月十一日	明治三十三年	明治十七年	明治廿四年	明治十三年	倉 千 丘 月	刊 月 月 日	信社調
	日刊	日刊	日刊	日刊	日刊	日刊	日刊	日刊	ノ刊	及月 日刊	
	宇部市 順太	思子 屋子 屋人 屋人	宇部市 義太	下関市 定雄	吉敷郡山口町	吉敷郡山口町	川久保清躬 下関市	下関市 野村初太郎	多名戸フ多名ノ	老亍斤及老亍し	
	H10,1H	11,000	三、	11,000	四、四六	11,714	1區、000	11/11/ 000	部多数行	在	
	外点。 大山口、 大山口、 東 福 軍 高 軍 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 司 京 司 市 司 市 司 市	山口、福岡	広大山 島阪、東 九兵東京	外近県一円	台朝全 湾鮮国 円	海朝全 外鮮国 台湾	外広山 全島 国 一 円 岡	国朝広山 一鮮島、 円 外大福 全阪岡	分才区域	fi	
	政友	政派	政友	民政	中立	政友	政友	ナシ	党派	社長	
	脇順太	尼子庫人	阿山石三郎	川西定雄	木村菊三郎	吉富寅太	秋田寅之介 代議士	末光鉄之助	氏名	社長又ハ主幹者	昭和二年十一月末日現山
	同政		同政	同民政	民中政立	同政	同同派	同同派民政	党派	主ナ	一月末
六三	藤村 茂助		三井上 5年	山本 東 東 夫	泉本仙太郎	原田豊 次郎 郎	山吉南 田田 宗正通 祐美雄	湯藤 満藤 七 五 五 男 郎	氏名	ル関係者	日 現 在 県

	月 5 回 7,500	憲 60,000	憲 100,000	120,000	政 300,000	憲 750,000	毎月平均 大正10年調	発行
政 2,000	政 3,590	憲 3,000	民 4,426	政12,817	政24,000	民33,000	昭和2年調	状況の
	政 945	民 440	民 1,900	政 8,500	民 3,500		0 4 4 "	0
	政 3,676	民 600	民 4,200	政13,064	民 3,440	民34,000	平 / 5 /	変遷
		民 530		政12,247	民 2,080	民31,100	" 8 "	遷
	政 2,000	政 2,000 政 3,590 政 945	改 2,000 改 3,590 憲 3,000 政 945 民 440 改 3,676 民 60.00	改 2,000 改 3,590 需 3,000 股 4,426 政 945 民 440 民 1,900 政 3,676 民 600 民 4,200	改 2,000 改 3,590 憲 3,000 民 4,426 政12,817 政 945 民 440 民 1,900 政 8,500 政 3,676 民 600 民 4,200 政13,064	政 2,000 政 3,590 憲 3,000 民 4426 政12,317 改24,000 政 945 民 440 民 1,900 政 8,500 民 3,500 政 3,676 民 600 民 4,220 政13,064 民 3,404	政 2,000 政 3,590 憲 3,000 民 4,426 政 1,590 政 2,600 政 3,676 民 600 民 4,200 政 13,000 成 3,500 民 3,000 民 3,000 民 3,000 民 3,000 民 3,000 民 3,000 民 3,500 民 22,442 政 3,676 民 600 民 4,200 政 13,064 民 3,440 民 3,400	7,500 60,000 100,000 120,000 300,000 750,000 大正10年期 改 2,000 改 3,590 家 3,000 民 4,426 改 1,900 改 8,500 民 4,400 民 1,900 改 8,500 民 2,442 回 4 * * * * * * * * * * * * * * * * * *

附 表 1

月10回 32,000

民 4,567

政 2,400

政 2.079

政 2,180

政 1,929

民 1,300

政 1,930

政 2.182

日刊 1,830

日刊 1,500

500

500

500 政 500

429

政 1,500

政 1,500

政

3.000

民 500

六四

20,000

政 1,250

政 1,000

政 1,396

政 1,100

山口県下の新聞・雑誌・通信社(戸島)

(28) 大 島 新 聞	E B 新 報	(26 徳 山 新 聞	(25) 山口県青年	岩国興風時報	(23) 長州育英	22 六 連 報	防長医薬評論	防長日日新聞	19 本 太 郎
民政派	ル県議戦等ニ活動セリ中立ヲ標傍シ居レルガ過	政友派	ナシ	政友派	ナシ	モ目下勢力薄シ 郎出馬当時勢力アリタル 旧革新俱楽部佐々木安五	ラズ 政友派ナルモ色彩濃厚ナ	政友派	カナシ 政派ニ関係ナク政治的勢 本紙ハ中立系ニシテ政党
大正三年 十一月三日	大正五年 十月三十一日	大正八年 九月廿八日	昭和二年	大正六年 五月二十日	明治四十二年	大正二年 七月十四日	明治四十五年四月三日	大正元年 十月五日	大正十年 四月十九日
月刊	月刊	月刊	月刊	月刊	月刊	月刊	月刊	月刊	月刊
大島郡小松町	倉田 留治 厚狭郡小野田町	属 喜太郎 国 喜太郎	吉敷郡山口町	玖珂郡岩国町	萩崎 新助 動浦郡勝山村	下関市 繁雄	佐波郡防府町 穣	想 思 玉 貫 一 町	栗屋 芳亮
七六	五00	五00	五00	1,40	宝0	五00	1,000	11,000	1,1100
岡歌川東 山、兵庫、京、 広島根和奈	大九東山 連州、京口、 朝四広 鮮国島	県 内 一 部	県 内 一部	県 内 一 円	県 内 一 円	県 内 一 円	県 内 一 円	朝大阪、広島 京島	県朝京東 内鮮都、 一部 兵大 庫阪
民派	中立	政友	政友	政派		革新		政友	
笹井貞三	姫県 井 伊 介	属喜太郎	河村謙助	塩井 亮吉	萩 崎 新 助	佐 々 木 安 五 郎	弘中	児玉 貫一	栗屋芳亮
民派						革新	政友		
小沢						伊藤	弘県 中議		
与一						繁雄	国香		

1,000

政 1,280

500

700

750 革 500

月3回 不定期月3回 1,000 680

1,300

政 600

政 2,000

政 1,000

政 1,000

15

六五

月3回 7,400

民 716

週刊 2,500 隔日 5,000

500 政 500

山口県下の新聞・雑誌・通信社(戸島)

(38) 民衆評論	東亜経済研究	36 鳳	(35) 社会時報	(34) 同窓会会報 下関商業学校	(33) 字 部 農 報	(32) 山口県教育	31 古	(30) 農 政 時 報	(29) 防長毎日新聞
ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ
大正十四年 一日	大正八年 四月十五日	大正八年 十二月十日	大正十三年 七月二十五日	大正十一月 日	大正十一年 五月十日	明治三十六年四月十日	大正八年 一月五日	大正十年 五月十五日	十二月廿七日
月刊	四年回	月刊	月刊	月刊	月刊	月刊	月刊	月刊	月刊
須脇 喜市 阿武郡萩町	大田 一穂 一穂	大田 一穂	篠崎 第那山口町	下関市 俵作	字部市 和 利 雄		友清 九吾	下 下 野 二 工 平	佐 杉村 良一
一、五00	1100	~	1,1100		17图10	1,000	1,000	1,000	薑
県内一部	熊本 千葉、福岡、長崎 田山、東京、広島 山口、大阪、兵庫	県内	県内	大阪、福岡	県 内 一 円	県内 一円	関西 円	県内一円	県内 一円
					政 友			党民	
須脇喜一	鷲尾健治	水田淳亮	篠崎篤三	藤井鶴松	藤田権九郎	坪井家	友清九吾	阿野仁平	杉村良一
	大田一穂	大田一穂		田中俵作					

 年4回 1回1,300
 1,200

 1,500
 200

 600
 1,420

 1,000
 1,000

 3,000

 350

山口県下の新聞・雑誌・通信社(戸島)

(48) 防 長 新 報	(47) 山口号外	(46) 長周朝日新聞	大島時報	(44) 防長ノ畜産	下関市政公論	大島郷土時報	山口高商新聞	都濃郡農会報	39 徳 友
政友派	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	民政党ニ好意ヲ有ス	政友派	ナシ	ナシ	ナシ
大正十五年三月廿八日	大正十五年 五月二十八日	大正十三年 五月二十七日	九月二十八 _日	和年二年八月十日	昭和二年二月五日	大正十二年九月二十日	大正十四年	大正十三年二月二十日	大正十四年 十月十日
月刊	不間ヲー 定トーケ 期シ期月	月刊	月刊	下回間一 以三期	月刊	月刊	月刊	月刊	月刊
森 森 本 盛 本 盛 一	吉敷郡山口町	佐波郡防府町 高水 亮一	山本 筆介 大島郡安下庄町	中島 周蔵	下関市 富太	金井 敏助	吉敷郡山口町 京倉 次郎	金子 藤一 藤一町	有原 有原 孝一
6	11,000	~ 00	1,0110	1100	五00	五00	1,000	1、050	五00
県 内 一 部	県内 一円	県 内 一 円	道、朝鮮、満州 東京、大阪、兵庫 東京、大阪、兵庫	県内	県 内 一 円	満州、布哇、米国 兵庫、福岡、朝鮮 東京、京都、大阪	県内	京都、広島	県内
政派					民派	政派			
篠本	村 山	清水	山本	中島	岩	金井	奈倉	金子	松田
盛一	竜 平	<u>亮</u> 一	争介	周蔵	富太	敏助	次郎	藤一	武夫
	吉永加次夫								
政 800	2,000	800	1,030	200	民 500	政 500	1,000	1,090	500

2,000

政 1,000

政 1,600

300 政 700 民 740

1,000

1,700

民 1,500

六八

1,500

500

山口県下の新聞・雑誌・通信社(戸島)

(68) 関門勧業新聞	(f) 法 (悦	66 政 友	(65) 本地郷新聞	64 今 津 新 報	(6) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	(62) 昭和長州民報	(61) 防 長 民 論	(6) 玖 東 新 聞	(59) 山口処女新聞
ナシ	ナシ	政友派	ナシ	政友派	ナシ	相当活動ス 県議戦等ニ当り	ナシ	政友派	ナシ
二月廿五日	昭和二年二月一日	昭和二年七月五日	昭和二年	大正十五年 十一月三日	昭和二年	昭和二年	大正十五年八月七日	昭和二年	大正十五年 二月十一日
月刊	月刊	月刊	月刊	月刊	月刊	月刊	月刊	月刊	月刊
下関市	桃林 皆遵	松原 政之	下関市 柴田 良造	吉田 喜平	今津 隆士 生波郡防府町	佐原 佐原 隆己	得富 太郎 田本郎	山本 武雄	吉敷郡山口町 三 一 三 一 三 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
1100	100	숨	11,000	一	臺	至00	00¢	九00	100
県内一円	県 内 一 部	県 内 一 部	県 内 一 円	県 内 一 部	県 内 一 円	県 内 一 円	県 内 一 円	県 内 一 部	県 内 一 部
		政友		政派		政友		政派	
給谷 幸八	桃林 皆遵	松原 政之	城山保次郎	吉田喜兵	今津 隆士	佐原 隆己	得富太郎	山本 武雄	徳重 正人
	避	政友	(IX	*	上	<u> </u>	dβ	双 臣	
		時重	柴田						
		勇吉	良造					1	

六九

200	200	政	860	2,000	政	185	350	政	500	700	政	900	10

山口県下の新聞・雑誌・通信社(戸島)

(R) 国 料 新 聞	西日本大観	(76) 昭 和 新 報	防長民友新聞	(74) 岩国ニュース	73 西 日 本	(72) 昭 和 新聞	(71) 長周毎日新聞	(70) 都 濃 朝 日	(69) 関門朝日新聞
記スベキモノナシ 政友派 発刊日尚浅ク特	ナシ	ナシ	ナシ	政友派	ナシ	ナシ	民政派	ナシ	ナシ
昭和二年十月一日	昭和二年 十月廿五日	昭和二年十一日	昭和二年	昭和二年	昭和二年九月十日	昭和二年八月五日	昭和二年七月十五日	十二月二十 _日	昭和二年
月刊	月刊	月刊	月刊	月刊	月 刊	月刊	月刊	月刊	月刊
西村 孫一	下関市	地田 正治 正治	达野喜代次 以到郡柳井町	塩井 売吉 東河郡岩国町	カ田 カ田 完良	厚狭郡厚狭町 「	吉見 広喜 広喜	都 濃郡 徳山町	下関市 石川 経章
1100	1100	臺	五00	- 五0	100	1,000	1,000	11,1100	1100
県内一円	山口、福岡	県 内 一 円	県 内 一 部	県 内 一部	県 内 一 部	県 内 一 部	県 内 一 部	県 内 一 部	県内一円
政派				政派			同民派		
上塚宇一	小森園	池田正治	広野喜代次	塩井 売吉	角田 完良	坪井 栄助	吉皇 主 主 中 者 正 事	津永善輔	石川経章
政派						民政			
西 幸 村 孫					大井吉太郎	道城譲			中西繁太郎

政 300 300 350 500 政 550 100 1,000 民 1,000 2,200 200

山口県下の新聞・雑誌・通信社(戸島)

87 神	86 女	85 周	<u>84</u> 山	83 商	82日 富	社純金	81 純	80 聖	79 萩
	子	北	口 県 農	通	(82) (通 本 信 電	社が対し、 (雑誌社)	民	親	新
教	道	時報	口県農会報	時報	電分報	雑誌	報	嬔	報
ナシ	ナシ	政友派	ナシ	ルベキモノナシ 政友派 政友派 政友会ニ好意ヲ	ナシ		スペキモノナシ 政友派 発刊日浅ク特記	ナシ	ナシ
三月二十五日	一月二十五日	大正十四年 九月十日	大正六年 一月十日	昭和二年	大正十四年 五月一日		十一月十五日 十二月十五日	大正十四年 八月三十一日	二月二十五日
月刊	月刊	月刊	月刊	日刊	日刊		月刊	月刊	月刊
村田 景治	宮本 藤子	岩城 定	井 上 虎 太郎 田 口町	林 敬一郎	機部 務太郎		竹田三之助 下関市	木村菊三郎 市敷郡山口町	三好利三郎
一、五00	1,100	1、五00	宝0	100	五		= 00	200	100
朝鮮、樺太	朝全鮮、布円	広東県 島京、大 阪	全国一円	下関市内	下関市内		県内一円	県内	県内一部
		政友					政友		
村田景治	宮本 藤子	岩城定	井上虎太郎	林松次郎	磯部弥太郎		竹田三之助	木村菊三郎	出羽百合助
				政派				2	
	宮本 重胤			林敬一郎	光永星郎				

 1,000
 1,000
 2,400

 1,500
 1,300
 政 1,500
 数 100
 15
 政 500
 900
 100

 以 90
 30

 510
 35

 50
 40

県大	
のか	
新聞	
•	
雑誌	
通信社	
-	
戸	
島)	

93 鴻 陽 新 報	(92) 右田時事新聞	(91) 大 防 府	防長植民新報	山口育児院報	(88) 防長之水産
ナシ	ナシ	ナシ	政友会ニ好意ヲ有ス	ナシ	ナシ
大正九年九月十六日	大正十一年 一月 日	大正十四年 十月五日	十二月十五日 十二月十五日	大正元年 十月十五日	大正三年七月十日
月刊	月刊	月刊	月刊	月刊	月刊
吉敷郡山口町 中末秀太郎	佐波郡右田村	岡崎幸右衛門 佐波郡防府町	田村 幸吉 東手	中村 泰祐	芸田 連田 直作
1100	喜	臺	1,1100	1,000	五00
県 内 一 円	県 内 一円	県 内 一 円	朝鮮、台湾 東京、京都 山口、福岡、兵庫	県 内 一部	県 内 一部
			政友		
中末秀太郎	中司清一	岡崎幸右衛門	岩木 喜作	中村泰祐	浜田 直作
			政友		
	土肥		出崎		
	貞助		知 治		

※題号に付けた通番は筆者

月2回 1,200 300 700 1,000 450 200 250 350 政 1,300 1,000 500

革……革新俱楽部 意……展 政 党 表。

										,
	合		加	広	[五]	島	鳥			
ılı	計		П	島	Щ	根	取			
山口県下の新聞	ЛП								総	新聞
の新聞・	三、九 〇 四 (100%)		九 三 (100%)		士 二 (100%)	= ≡ (100%)	二 九 (100%)		数	雑誌
雑誌・	× 元 〇		×	×	×		×		政	及
通			=	Ŧi.	五.		Ŧi.			通
通信社	四 九 五 (17%)		三七	= = (100()	(7.0()	_ (4%)	(21%)		友	信社
(戸島)			(31%) ×	(18%) ×	(7%) ×	(4%)	(21%) ×			党
島	× Offi		=	=	=		七		民	派
	四 三 四 (14%)		九 (12%)	四 (6%)	二 (6%)	六 (26%)	(28%)		政	一覧
	× :	12						30 都 道	革	表 (抄)
	九 (0%)	県	_ (1%)	_ (1%)	1	1	I	府県略	新	2
	×	略))	実	•
	_ _ _ (0%)		ī	1	I	1	1 *		司	
	× ·			× -					無	内務
	六 八 (2%)		Î	二 (3%)	ı	— (4%)	二 (7%)		産	内務省警保局
七三	1,								中	
_	二 二 (67%)		五 二 (55%)	七 四 (73%)	<u>芸</u> (88%)	一 五 (65%)	三 (45%)		立.	二年十一
	(※比率は筆者)			別記セリ フラ	・表中×印ハ各	・本表ハ有保証			備考	(昭和二年十一月末現在)

附表 2 新聞雑誌及通信社の設立状況 (史料1を地域・年次別に分類)

○印は政友系、△印は民政系、◇印は革新俱楽部系を示す――昭和2年末現在――

	大島	Į		熊毛		佐波	吉敷	厚狭	美祢	豊	浦	大津	阿武		
	小 松 町	岩	麻里布村町	上	下徳	防	山小	宇小厚		下長			萩	背	+
	松庄	玉	里布井	関	松山	府	口郡	部野狭		関府	島市			р	1
	町町	町	村町	村	HT HT	町	HT HT	部野狭市町町		市町	HJ HJ		HJ		
明13										\triangle				1	
17							3							1	
24										2				1	
0.0							Δ							1	
33	á						<u>1</u> 4 32				小月村企			1	11
36 40							32				村众			1	11
42											23			1	
44					磨	(23 勝 山 村		9	1	
					里	6 21					村		_		
45					86	5 21		8						3	
大1					20		89							2	
2										23				1	
3	28						88							2	
4						29								1	12
4						23								1	12
5				87				6 27		\$				4	
6		24)					84							2	
														3	
7															
							0.0								
8				90	26)	31	36							5	
9							37 93							1	8
J							90							1	
10						右	30						19	2	
10	3	ķ				田林								-	
11	P	E F				92	30	33		34				3	
	, 1	ち す													7
12	(4	家室町方寸2 2 14		浅工						58 (7)			4	'
				浅江村(56	須	i		_						Į	
13	45			56) 40 ¢	46	35 大内	13						8	
1.4		Δ			3 40 々 万 村 85	49	35 大 51 内 41 39			00			00		
14		<u>/53</u>					41 39 80			82			38 79	9	
15			64) 48	1	秋 (16) 井	11	47 52	13					12	12	55
13			01/10		▲ 16 声 70 声 66 分	61	59	₹1 27					12	14	JJ
昭 2		(74)	60 54)	66 分	63		72	4	1 <u>8</u> 69	(57)		10	26	
		9	75		<u> </u>	76	25 67 44 保 73 村	, ,		43'77 550'8			9		
							73 村			65 (8) 68 (8)					
計	1 1 3	1 4	2 3	2_1	1 6 3	10 1	19 1 2	4 2 1		17 1	1 1 2		6	9:	3
HI	3		9	3	10	11	22	7		2	22		6	J.	-

山口県下の新聞・雑誌・通信社(戸島

七四

近代教育史史料目録 二

——山口県布達達書——

吉

本

雄

明治十九年に県布令式の改定が行われて、従来

教育に関する達類をまとめたものである。、明治十六年から二十五年の山口県布達達

の甲・乙・番外号に県令と告示がくわえられ、県令及び

布達は、

書の中から、

この目録は、

告示は防長新聞で公布された(註1)。

発スルトキハ「県令第何号」ノ符号ヲ以テ発令ス第一条 勅令第五拾四号地方官々制第三条ニ拠リ県令ヲ

近代教育史史料目録⑵(吉本)第二条 管内一般へ一時告示スヘキモノハ「告示第何号」

第三条 県令及告示ハ防長新聞ニ掲載スルヲ以テ公布式ノ符号ヲ以テ発示ス

| 長斤見各区で支丘へ河巻後に日ナ以こ 恵子/月見

トシ防長新聞各郡区役所へ到達後七日ヲ以テ施行ノ期限

また明治二十一年には、県令や訓令のほか、トス(以下略)

十四年の月報まで保存されている。

報を採択編纂して月報を発行しており、

当館には明治二

各課の彙

番号を付し、利用の便宜をはかった。なお、目録には、布達告示年月日、件名

(内容)、布達

七五

16・6・13 公立県立学校へ行政官吏服務規律等達	16・6・7 中学校学資給与規則制定(甲31号)	16·5·30 師範学校生徒召募(番外)	方 (乙68号)	16・5・25 学事ニ付区町村会ニテ評決スルモノ具申	(甲25号)	16·5·23 甲第四号達師範学校諸則七号書式削除	16・3・23 県立学校職員中執事改称事(乙33号)	16・3・23 県立中学其他改称ニ付達(乙33号)	16・3・23 学校経費増減ニ付注意方(乙31号)	16・2・9 師範学校諸則改正 (甲4号)	(乙 7 号)	16・1・25 学務委員事務取扱所高札及印章ヲ定ム	16・1・19 学務委員事務取扱処ヲ定ム(乙1号)	則ヲ制定(甲1号)	明16・1・11 教育令第一八条ノ旨ニヨリ巡回授業所規	年月日 件 名	近代教育史史料目録(二(吉本)
16·11·9 各郡区小学校改級試験施行時期並日割表	16・11・8 学務委員人員給料旅費取扱費更正(番外)	へキ心得ニ付達(乙昭号)	16・11・8 学務委員人員給料等伺出ノ際認可ヲ与フ	16・11・8 学校設置区域改定施行ニ付達(甲77号)	務年数取調ノ件 (乙18号)	16・11・1 公立学校職員勤務年数年齢又ハ罷免者勤	16・10・19 師範学校生徒派出心得(番外)	16・10・19 師範学校生徒派出心得 (乙141号)	16・10・9 農学校通則ニ付達(乙136号)	16・9・27 府県選挙師範生徒募集規則(乙22号)	16・7・28 中学校職制事務章程改定(乙97号)	16・7・28 師範学校職制事務章程ヲ改定(乙96号)	16・6・15 学務委員薦挙規則改正(甲32号)	明16・6・13 学校教員品行検定規則追加(番外)	(番外)	年月日 件 名	七六

17・1・25 中学校諸則中改正(甲13号)	17・1・25 山口中学校外設置目的制定(甲12号)	書式雛形(乙12号)	17・1・23 町村立学校幼稚園書籍館設置廃止規則中	17・1・23 戸長及ビ学校職員席次(乙8号)	17・1・15 学務委員事務要項中改正削除(甲8号)	正(甲1号)	明17・1・8 町村立学校幼稚園書籍館設置廃止規則改		号)	16・12・27 明治十六年学事年報取調差出ノ達(乙193	16・12・26 学事年報取調心得追加達(乙192号)	16・12・11 小学校設置区域更正(甲44号)	16・12・3 学務委員薦挙規則補正(甲80号)	(番外)	明16・11・21 郡区小学校教員授業伝習方着手ニ付達	開申ノ件 (乙16号)
17 · 6 · 18 中学	号)	17 · 6 · 11 学務	17 · 6 · 5	17 · 5 · 19	ベ	17 5	17 • 4 • 21	17 • 4 • 4	17 • 3 • 28		17 • 3 • 1		17 3	17 3	17 · 1 · 29	明 17 · 1 · 28
中学校教科用図書表中変更		3委員旅費滞在日当標準改定達	小学校教員臨時試験告	発行禁止小学読本告示	ベク旨達(乙71号)	小学校設置伺出ノ節生徒	小学教授書発行停止告示	小学科作文教授方心得	小学校設置区域更正	(乙35号)	中学校職制事務章程並ニ分校条例	33 号)	萩豊浦岩国徳山四中学校改称ニ付達	師範学校諸則中各種書式中改正	学務委員選挙規則更正	師範学校生徒入学試験ニ付告示

近代教育史史料目録二(吉本)

七七

17・9・26 町村立学校長訓導任用規則制定ニ付達	17・9・22 師範学校職制中改正 (乙186号)	17・9・10 中学校諸則中加除(甲103号)	二付達 (乙135号)	17.9.6 中学校師範学校教員免許状受領願差出方	号)	17・9・4 中学校師範学校教員免許規定制定(甲9	17・8・11 師範学校職制中改正(乙13号)	号)	17・7・29 中学校諸則中各種書式改正ニ付達(甲93	17・7・19 小学校長及訓導官印ヲ定ム(乙136号)	17・7・18 小学校試験施行期ヲ定ム(乙155号)	17・7・3 小学教科書発行停止告示(丁紹号)	17・6・28 学務委員職印ヲ定ム(乙15号)	102 号)	17・6・23 小学督業施設及職務心得制定ニ付達(乙	明17・6・23 小学督業設置ニ付達(甲74号)	近代教育史史料目錄仁(吉本)
18 1	18 · 1 · 19	18 1 15	明 18 · 1 · 14		17 · 12 · 19	17 · 12 · 19	17 11 11		17 10 31		17 10 30	17 10 29		17 10	明 17 · 9 · 30		
町村立小学校設置ノ区域更正(甲5号)	師範学校諸則中改正(甲4号)	師範学校外図書表中追加(甲3号)	小学習字本改正 (乙3号)		学事年報取調提出ニ付達(乙刈号)	学事年報取調心得改正 (乙20号)	師範学校中女子師範学科ヲ置ク(甲以号)	付達(乙23号)	小学校準訓導及授業生月俸旅費支給方ニ	附スへシ (乙22号)	学校経費収支変更伺出ノ節生徒級別表ヲ	中学校諸則中試験規則ノ内削除(甲⑿号)	正(甲10分)	町村立学校幼稚園書籍館設置廃止規則改	中学校学資給与規則改正ニ付達(甲188号)	(乙190号)	せバ

18・5・15 学務委員薦挙規則追加(甲47号)	外)	18・4・2 明治一四年学事表簿取調心得中削除(番	18·4·1 小学校諸則改正(甲29号)	(甲28号)	18・3・27 町村立小学校(阿武郡)設置区域改正	18・3・4 師範学科概則中追加ニ付達(甲22号)	18・2・18 中学校教則中改正 (甲13号)	(甲9号)	18・2・11 町村立小学校(佐波郡)設置区域更正	18・2・5 学校生徒取締法違犯者処分ニ付達(乙17号)	付達 (乙12号)	18・1・31 公私立学校生徒多衆集合躁暴挙動取締ニ	取扱ニ付達(乙11号)	18・1・31 小学教員卒業証書免許状有効満期ノモノ	18・1・22 師範学校生徒派出心得中改正 (乙5号)	明18・1・21 山口県師範学校改称(甲6号)
	18 · 8 · 31	18 · 8 · 29	18 · 8 · 19		18 • 8 • 8	18 • 8 • 6	18 8 5	18 7 16	18 7 13		18 7		18 7 8		18 · 6 · 24	明 18 · 6 · 11
コト (乙11号)	学務委員負担ノ事務、戸長ニ於テ取扱ノ	山口師範学校諸則中更正(甲93号)	山口師範学校諸則中改正(甲83号)	号)	町村立小学校長訓導職制事務章程 (乙16	県立農学校設置及同校規則制定(甲80号)	山口師範学校諸則中改正(甲78号)	山口中学校諸則中改正(甲71号)	町村教育費取扱規則中訂正(乙95号)	指令ノコト(乙9号)	教育費中細費目流用ハ郡区長ニ於テ調査	製表開申ニ付達(乙82号)	中途退学生徒人員並私立学校費収入支出	達 (乙71号)	戸長任免ノ節学務委員辞令下付禁止ニ付	町村教育費取扱規則制定(乙66号)

近代教育史史料目録二(吉本)

七九

丒
代
教
育
史
史
料
目
録
(二)
一古
本
·

称(県令5号)		 1·1·12 小学校職員伺願等差出方二付達(乙7号) 	19
山口師範学校ヲ山口県尋常師範学校ト改	19 · 8 · 19	2・1・11 学事表簿様式取調提出ノコト(乙3号)	明 19
与規則廃止(甲89号)			
明治一六年甲四四号小学校教員免許状授	19 7 30	10・12・27 農学校諸則中追加(甲125号)	18
農学校規則中改正(甲77号)	19 7	151号)	
農学校諸規則中改正増補(甲62号)	19 5	10・12・25 山口師範学校山口中学校諸則中改正(甲	18
小学校令公布ニ付達(番外)	19 • 4 • 28	10・12・24 中学校諸則中加載(甲10号)	18
学校教員免許規則中追加(甲48号)	19 • 4 • 20	144号)	
山口師範学校職制事務章程改正(乙37号)	19 3 5	10・12・23 中学校師範学校教員免許規程中改正 (甲	18
36号)		(乙億号)	
町村立小学校学期更正ニ付級名改正(乙	19 3 4	10・11・30 町村立小学校長教員職員月俸旅費規則	18
町村立学校授業料金額制定(甲23号)	19 · 2 · 18	号)	
山口中学校職制其他改定(乙28号)	19 2	10・11・30 山口農学校獣医学科設置規則制定(甲133	18
農学校規則中追加(甲7号)	19 1 19	10・11・10 山口師範学校教科用書改正(甲126号)	18
与二付達(乙12号)		10・11・5 山口師範学校諸則中訂正(甲凶号)	18
初等中学科卒業ノ者小学校教員免許状授	19 1 15	ノコト(番外)	
小学校学期二付達(甲5号)	明 19 · 1 · 15	10・9・4 学務衛生委員負担事務担任用掛姓名届出	明 18
八〇		近代教育史史料目録〔二(吉本)	

		19 • 12 • 28		19 • 12 • 28		19 • 12 • 28	19 · 12 · 28		19 • 12 • 28	19 · 12 · 28	19 · 12 · 28	19 12 28		19 • 11 • 29		明 19 · 8 · 20
	号)	学令児童就学規則取扱心得制定(達甲42	令53号)	小学校教員学力検定試験細則ヲ定ム(県	ヲ定ム(県令52号)	小学簡易科教員及小学校授業生免許規則	小学校資産管理規程ヲ定ム(県令51号)	号)	小学校経費収入支出方法ヲ定ム(県令50	小学校生徒授業料金額ヲ定ム(県令49号)	学令児童就学規則制定(県令48号)	小学校設置区域及位置ヲ定ム(県令47号)	達(達乙19号)	学事年報取調条項並ニ諸表様式制定ニ付	甲4号)	町村立小学校教員月俸旅費規則規定(達
20 2 19		20 2		20 2 19		20 2 17		20 2 16	20 · 1 · 28	20 · 1 · 22	20 1 21		20 1 21	20 1 19	20 1 16	明 20 · 1 · 15
小学簡易科へ標札掲示ニ付達(達甲17号	甲16号)	高等小学校設置区域位置指定ニ付達	位置指定(県令32号)	尋常小学校ノ設置区域分校小学簡易科ノ	則(県令24号)	町村立私立学校幼稚園書籍館設置廃止規	更正増補(県令22号)	小学簡易科教員及小学校授業生免許規則	尋常師範学科及程度実施方法(県令12号)	教員免許状有効期限ニ付達 (県令9号)	小学簡易科教則制定(県令8号)	号)	小学校学科及程度実施方法制定(県令7	小学校資金蓄積奨励ノ達(訓令5号)	小学校職制及準備心得(訓令2号)	小学校諸規則改正(訓令3号)

近代教育史史料目録□(吉本)

八一

明

・2・19 尋常小学校設置区域尋常小学分校小学簡	スーラコー・リー・スター・スター・スター・ステー・スター・スター・スター・スター・スター・スター・スター・スター・スター・スタ
免ノ件ニ付達(達甲27号)	<i>)</i>

20 学科改正達 易科ノ位置指定届出ニツキ達(訓令6号) (訓令7号 明 20 20 3 · 3 11 小学簡易科教員及授業生免証規則二付達 小学校各学科教授ノ要旨

(訓令9号)

20 20 3 3 2 町村立小学校授業生小学簡易科助手俸給 旅費規定ノコト (達甲22号 (達甲23

20

3

•

1

号

2 号 町村立小学校職員任用規則改定

3 5 小学簡易科試験手続 (訓令8号

20

3 3 7 7 校長訓 25 号 学事表簿取調心得並表簿様式改正 達甲26号 導 ノ俸給旅費並支給法準拠ニ付達 (達甲

20

20 20

•

20

3

7

町村立諸学校ノ授業生小学簡易科助手任

(訓令10号

学校教員学力試験手数料二付達(乙16号 20 20 . 3 3 23 14 教科用図書配当表制定 公立学校敷地ハ民有地第二種へ編入ニ付 (達甲32号)

達甲30号)

20 20 20 . • 3 3 3 25 25 24 小学簡易科教授ノ要旨教科用参考図書制 高等小学校名称二付達 小学校教科用参考図書制定 (訓令11号) (訓令13号)

3 28 小学校経費収支小学校資金管理帳簿様式 定 (訓令12号)

19 65 号) 尋常師範学校服務細則改正及削除 帳簿取扱心得制定 (達甲34号 (県令

20

4

小学校経費収入支出及ビ小学校資産管理

20

5

24

二関スル帳簿様式帳簿取扱心得更正(達

20・9・27 学事表簿取調心得並表簿様式中更正追加	20・9・26 模範小学校設立二付訓令(訓令38号)	20・8・27 小学職制準備心得改正(訓令36号)	34号)	20・8・11 小学校へノ金銭物品寄付ニ付訓令(訓令	20・8・6 幼稚園保育科規則制定(県令102号)	令(訓令30号)	20・7・28 簡易科生徒尋常小学へ入学ノ節試験方訓	20・7・20 吉敷郡小学区等位改正(県令97号)	(明一九年県令五二号)中追加(県令96号)	20・7・14 小学簡易科教員及小学校授業生免許規則	20・7・11 学校設置手続ニ付訓令(訓令27号)	20・6・26 温習科終了生証書授与ノ達(甲57号)	学科講習所仮規程制定(達乙46号)	20·6· 小学簡易科教員及尋常小学校授業生予備	明20・6・9 教員講習会開催ノ達(訓令18号)	甲47号)
(県令137号)	20・12・9 有効満期ノ教員年限延期願出書式ニ付達	20・12・9 小学校教員仮免許規則制定(県令13号)	(県令34号)	20・12・3 小学校教員学力検定試験細則中改正追加	追加(県令133号)	20・12・3 小学簡易科教員及小学校授業生免許規則	20・11・26 尋常小学科程度配当表中改正(県令131号)	更正(訓令43号)	20・11・9 訓令二号付表中高等小学校経費概算ノ項	20・10・13 公立小学校職員職制制定(県令15号)	20・10・13 山口農学校職員職制ヲ改定(県令14号)	号)	20・10・11 小学校簡易科校名並標札書式改正 (甲6)	号)	明20・10・11 小学校経費収出精算報告方ニ付達(甲88	(達甲66号)

近代教育史史料目録二(吉本)

八三

・23 学事年報取調条項中小学校ニ係ル収入金	近代教育史史料目録(二)(吉本)
22 另)	八四

都濃厚狭美祢阿武見島郡小学校等位校数	21・3・2 明治二〇年県令三二号別表中、大島熊毛	令七号)改正(県令17号)	21・2・9 小学校及其程度実施方法(明治二〇年県	21・1・21 山口農学校規則改正(県令5号)	2 号)	21・1・13 高等小学校設置区域校数位置指定(県令	施方法中書式改正(県令1号)	科教則中書式、尋常師範学科及其程度実	明21・1・4 小学校学科及其程度実施方法、小学簡易		(県令山号)	20・12・26 玖珂郡熊毛郡小学校数及等位位置等改定	其他ノ項目報告ノ事 (乙77号)	明20・12・23 学事年報取調条項中小学校ニ係ル収入金
習所仮規程改正(乙53号)	21・10・4 小学簡易科教員及尋常小学校予備学科講	21・6・8 学校職員服制(達乙43号)	21・6・16 公立学校教職員演説禁止達(達甲43号)	式制定(番外8号)	21・6・5 山口萩豊浦徳山岩国五学校生徒学籍簿様	21・5・15 小学校長訓導旅費額更正(達甲34号)	中改正(県令44号)	21・4・30 小学簡易科教員及小学校授業生免許規則	郡小学校等位校数等改定(県令39号)	21・4・26 明治二〇年県令三二号別表中、吉敷豊浦	21・4・20 学力検定試験科目ニ付達(県令38号)	ニ付達(県令号)	明21・3・10 県令二三号中大島郡ノ学区等位校数正誤	22 号)

尋常小学科読書ノ教科用図書制定(達甲

位置改定(県令23号)

21 10 .

尋常師範学科及其程度実施方法中更正

(県令82号)

近代教育史史料目録二(吉本)	22・3・27 町村立小学校職員任用並俸給旅費規程制	図書配当表中取消(達甲8号	22・3・25 明治二〇年達甲三〇号尋常小学科教科用	分心得(訓令14号)	22・3・13 尋常小学校設置区域改定ニ付学校資産処	令 23 号)	22・3・10 尋常小学校簡易小学校設置区域改定	22 号)	22・3・10 赤間関区高等小学校設置区域改正	郡小学校数其他改正(県令17号)	明22・3・9 明治二〇年県令三二号表中、		21・12・22 学事年報取調条項改正 (達	21・12・21 山口農学校規則追加(県令90号)	21・11・25 学校職員服制図追加(達乙	給額達(達甲60号)	明21・10・26 学力検定試験合格者教員授業生採用
	.給旅費規程制	号) 22 6 · 29	·小学科教科用 22·6·16		付学校資産処 22・6・16		区域改定(県 22・6・7	22 6	域改正(県令 22・6・2	17 号)	·、都濃郡佐波 22·5·29		(達乙67号) 22・5・9	90 号) 22 · 5 · 6	(達乙60号)	明 22 · 5 · 6	,業生採用ノ俸
八五	区内尋常小学分校廃止(県令56号)	明治二〇年県令三二号中熊毛郡第八小学	小学校設備ニ付訓令(訓令44号)	市小学校位置等改正(県令51号)	大島玖珂熊毛都濃吉敷豊浦美祢郡赤間関	50 号)	山口農学校規則中卒業証書式改定(県令	小学校経費支弁方報告ノコト(訓令41号)	小学校経費ニ関シ達(県令49号)	科講習所仮規定制定(達乙24号)	簡易小学校教員尋常小学校授業生予備学	35 号)	小学校副学科英語科加設ニ付訓令(訓令	改定教科用図書配当表中追加(達甲22号)	使用ニ付達(達甲21号)	明治二一年達甲二二号小学校教科用図書	定(達甲9号)

23.3.3 小学校簡易小学校設置区域指定中大津郡	23・1・17 小学校位置小学取極及変更届出ニ付訓令	明 23
23・2・17 簡易小学校へ校長任命ニ付訓示(訓	限延期ニ付達(県令83号)	
(達甲11号)	22・12・15 小学初等科教員簡易小学校教員免許状期	22
23・2・17 市町村立小学校授業生任免書式ニ付達	令82号)	
10号)	22・12・15 高等小学校裁縫科授業生試験ニ付達(県	22
23・2・17 尋常小学校教員分校在勤辞令書式(達甲	22・11・25 小学簡易科教則改正(県令78号)	22
23・2・11 市町村立小学校職員職制制定(県令18号)	定(達乙49号)	
23・2・8 訓導速成ニ付訓令(訓令12号)	22 · 10 · 31 小学校教員授業生予備学科講習所規則制	22
二付達 (達乙9号)	22・9・21 小学校資産増殖ニ付訓令(訓令66号)	22
23・2・8 小学校教員予備学科講習所ニ講習科設置	令(訓令6号)	
23・2・7 小学校経費予算報告ニ付訓令(訓令7号)	22 · 8 · 29 小学校生徒授業料金額及徴収方法ニ付訓	22
(県令13号)	22・7・24 小学校生徒授業料金額改定(県令63号)	22
23・2・6 師範学校生徒給与ノ学資償還ノ件ニ付達	(訓令55号)	
12 号)	22.7.19 町村立小学校経費収入支出記載ニ付指令	22
明23・2・4 小学校学科及其程度実施方法更正(県令	31号)	
(訓令2号)	22・7・4 小学校教員授業生採用俸給ニ付達(達甲	明 22

TL	育	•
選規則ヲ定ム(県令8号) 24・1・16 山口県尋常師範学校生徒及卒業生学資償	5·19 学校教員授業生免許状及医術開業薬剤師 明二年 (訓令39号) 明	23
期者講習ニ係ル要項改正	5·9 小学校経費収入支出表報告方ニ付訓示(達甲24号)	23
23・12・17 小学初等科簡易小学校教員免許状有効満25・11・15 教育ノ語敕ニ対スル訓示(訓令65号)	4·30 市町村立小学校長訓導俸給支給法中追加及図書ヲ定ム(訓令37号)	23
達甲31号)	教則第	23
23・7・7 市町村立小学校職員俸給特別支給規則制	4・21 小学校教員集会設置ニ付訓令(訓令36号)	23
23・6・27 学校教員任免報告二付訓令	期講習ニ付達(達甲18号)	
23 · 6 · 14 夏期休業二付訓令 (訓令45号)	4·8 小学初等科簡易小学校教員免許状期限延	23
加 (達甲27号)	(達甲15号)	
23·6·11 町村立小学校長訓導俸給支給特別法中追	3·26 市町村立小学校長訓導俸給支給法ニ付達	23
改正(達乙3号)	令26号)	
^23・6・10 小学校教員授業生予備学科講習所規則中	3·13 玖珂熊毛郡小学校数等位位置等改正(県 明	明 23 ·
範学校卒業証書取扱イニ付達(達乙32号)	学区番号改正(県令25号)	

明 24 24 2 2 近代教育史史料目録二(吉本 14 27 小学校教員及授業生タルヲ得ヘキ免許状 二二年県令七八号簡易小学校教則第三条 ヲ有スルモノ、行為取締方 (訓甲7号) 明 25 25 3 · 23 3 23 小学校事務引継等ニ関スル方法ヲ定ム 町村立小学校処分方法ヲ定ム(県令17号) 県令18号 八八八

4 5 山口農学校規則改定 授与ノ達(乙14号) 但書ニ依リ補習科ヲ修了シタル者ニ証書 (県令17号) 25 25 3 3 23 23 号) 学令児童就学規則ヲ定ム 家庭教育等ニ関スル規則ヲ定ム(県令20 (県令19号)

5 11 改正 小学校教員授業生予備学科講習所規則中 (県令19号) (訓乙34号) 25 25 3 3 23 23 22 号) 市町村立小学校教員 市町村立小学校授業料規則ヲ定ム ノ給料額及旅費額 (県令

29 4 学務委員設置ニ関スル条例許可稟請書宛 令32号 尋常師範学科及其程度実施方法改定 (県 25 3 23 学令児童ヲ保護スヘキ者ノ代人ニ関スル 標準並給料旅費其他諸給与支給方法ヲ定 ム (県令23号)

中追加 小学簡易科教員及小学校授業生免許規則 小学校教員仮免許規則中追加 (県令64号) (県令63号) 25 3 23 関スル規則ヲ定ム(県令25号 幼稚園図書館盲啞学校其他小学校 ル各種学校及私立小学校ノ設置廃止等ニ スニ類ス

24 24

12

3

12

3

名二付達

(訓甲21号

規則ヲ定ム(県令24号)

24

6

24

5

24

24 24

4

10

尋常師範学科及其程度実施方法中改正

25

3

23

児童出席停止規則ヲ定ム

(県令21号)

近代教育史史料目録□(吉本)	担等指定ニ関スル稟請手続ヲ定ム(番外	25・3・30 小学校令施行順序及小学校々数位置並負	規程(訓甲13号)	25・3・29 市町村立小学校教員退隠料其他納金収入	25・3・27 市町村立小学校諸則ヲ定ム(県令30号)	設備等ヲ定ム(県令29号)	25・3・27 山口県尋常師範学校付属小学校学級編制	25・3・27 小学校設備規則ヲ定ム(県令28号)	27号)	25・3・27 代用私立小学校授業料規則ヲ定ム(県令	25・3・27 小学教則ヲ定ム(県令26号)	小学校及高等小学科報告ノ達(番外7号)	25・3・23 明治二五年県令一七号ニヨリ存続ノ高等	スル規則細則ヲ定ム(訓甲8号)	25・3・23 小学校長及教員ノ任用解職其他進退ニ関	扱手続ヲ定ム(訓甲7号)	明25・3・23 学令児童ノ就学及家庭教育等ニ関スル取
八九	心得(訓甲22号)	25・5・6 小学校教科目ヲ加除シ又ハ随意科目等ノ	(訓甲21号)	五号六四条ノ行為アルモノ開申方	25・5・6 各種学校長及教員ニシテニ三年勅令ニー	甲20号)	25・4・27 小学校ニ於テ教員配置ノ標準ヲ定ム (訓	(訓乙15号)	25・4・19 小学校教員予備学科講習所規程ヲ定ム	令33号)	25・4・17 小学校教員検定等ニ関スル細則制定(県	給辞令書交付ノコト (訓甲17号)	25・4・12 市町村立小学教員へ報酬若クハ手当金支	25・4・12 高等小学校学籍簿整理ニ付達(訓甲16号)	付達 (訓甲15号)	明25・3・31 天皇陛下皇后陛下御影・教育勅語奉置ニ	9号)

出二付達 (訓乙44号)		・28 小学校経費及思給基金予算報告書式ヲ定	25 • 5
学事年報取調条項並諸表様式制定及ビ差	25 12	15号)	
(訓乙40号)		· 10 小学校教科用図書変更許可ニ付達(番外	25 • 5
小学校教員予備学科講習所規程中更正	25 • 11 • 19	(訓乙19号)	
(訓甲38号)		· 10 尋常小学校教員分教場在勤辞令ニ付達	25 • 5
小学校教員検定ニ関スル納入金収納規程	25 10 29	(県令38号)	
号)		・7 赤間関市ニ設置スヘキ小学校数及位置	25 • 5
扱手続中児童調査簿様式ヲ改正(訓甲36		・7 市町村立小学校諸則中追加(県令37号)	25 • 5
学令児童就学及ビ家庭教育等ニ関スル取	25 8 29	規則適用(県令36号)	
(県令47号)		・7 幼稚園其他各種学校等設置廃止ニ関スル	25 • 5
小学校教員免許状有効満期者ニ関スル件	25 7 26	・6 小学校令施行順序中追加(番外14号)	25 • 5
小学校教則実施要項ヲ制定(訓甲32号)	25 7 5	編入例(番外13号)	
30 号)		・6 従前小学校各学年ノ改正小学校各学年へ	25 • 5
小学校ノ門札及学校長ノ印章規程(訓甲	25 6	扱手続追加(訓甲24号)	
二付達(訓乙26号)		・6 学令児童ノ就学及家庭教育等ニ関スル取	25 • 5
改正小学校ニ於テ簡易小学読本襲用配当	明 25 · 6 · 7	規程(訓甲23号)	
ム (訓甲28号)		・6 幼稚園其他ノ学校長任用解職等ニ関スル	明 25 · 5

	25 12 ·		25 12 15		25 · 12 · 14		明 25 · 12 · 12
甲45号)	市町村立小学校長及教員除服ニ付達(訓	制定(県令73号)	小学校長及教員職務及服務ニ関スル細則	令72号)	小学校教員免状有効満期出願ニ付達(県	在職年数等調製ニ付達(訓乙46号)	公立学校職員在職年数及年令並ニ罷免者



務 報 告 (昭和六十年度)

業

況

百田昌夫が教育庁文化課文化財保護係長に転出した。 員事務局総務課長宮本幹雄が館長に就任した。また、専門研究員 当館に二年勤務した館長山下義雄が定年退職し、新たに監査委

より、 文化史研究に多大の裨益をなすものと信じている。 た「防長寺社由来」の出版が、今年分の第七巻を刊行したことに 当館業務のうち、五ヵ年継続事業として最大の比重を占めてい 全巻の刊行を終了することができた。本書の刊行は、本県

事業について説明することができた。 察があった。短時間の視察であったが、 昨年十月二日、参議員文教委員会の杉山令肇理事など四名の視 当館内をくまなく案内し

である。 この外、 本年度業務の実績について、以下各項で述べるとおり (広田)

収

▽県庁文書等

(1)学事文書課引継文書 (5/24~31) (引継希望文書96点うち不適文書16点。 八〇点 「個人情報を含む」

との理由による。

(2)年末収集パンフレット 訪問収集(12/20~26

二四三点

古紙採集(12/25~27

検収廃棄 (3/26) 100点 五二点

(12/25用度課検収係と折衡し、 検収廃棄分を収集する途が

(4)防府労政事務所廃棄文書 (3 /13·19)二二○点 (3)監查委員会監查資料(3/8)

二三点

開けた)

▽民間文書 (5)宇部中央高校廃棄文書(3/27)

(1)寄贈文書

三代将軍上洛騎馬之次第

美東町

藤本常夫 藤田卓朗

旧造幣局陶貨造幣計画一件綴

2寄託文書

岡藤家文書

(一五四点

(3)引取文書

吉川家文書 (三〇九点)

岡藤徳太郎

防府市右田 吉川 家旧宅

業務報告

九三

7 / 11 5 / 30 吉川文書家 (防府市 戸島

吉村家文書 (美祢市

高橋

脇

12 / 12 30 町田家文書 (徳山市) ふすま

9/5

中村家文書

(小野田市

・高橋

好村家文書 (柳井市

9 / 18

黒瀬家文書

(小郡町)

ふすま

北川 広田 北川 北川

· 福本

2 / 21 大田家文書 (山陽町

2 / 26

河村

· 伊藤

岡本家

(大島郡

広田・山根 吉本・高橋

3 / 14 宍戸家文書 (熊毛町

佐甲家文書 (防府市

北川・脇 戸島・金谷

3 / 28 「地方調査員調査報告」第13集刊行。 二一家分。一八四四点。

調查員会議

1第一回(通算第27回 6 / 27 山口図書館研修室

講話 「市町村段階での史料の調査と保存」森江直紹 (防府市

教育委員会 本年度各担当区の調査目標と調査方針

調査上の問題点と調査活動の環境づくり

3/5

山口図書館研修室

(2)第

口

本年度の調査事業推進の経過 北川

館蔵文書の文化財指定

(戸島

講議 「中世の在地文書について」国守進

「山口県指定の文化財Ⅲ」 (山口博物館 (山口女子大学)

新収文書の整理

受け入れた文書について、そのつど整理し、目録に書きあげた。 岡藤家文書(一五四点 吉川家文書 (三〇九点)

▽諸家文書の点検と再整理

文化課文庫(一一九四点)

行政監查資料(二三点

その収納封筒の照合が簡単になり、 くに、文書自体に整理番号が付いていないものには、付箋をつ 村落・寺社関係のものについて、 ると思われる。 けてその整理番号を打った。これにより、 応の整理を済ませて、閲覧利用に供している請家文書のうち、 点検と再整理を行なった。と 日々の出納事務が容易にな 一点々々の文書と、

書庫内文書の配置替

こに移して配架した。作業は10月の曝書期間と12月の年末収集 期間の二回に分けて行なった。 文書館の書庫B2階をできるだけ片付けて、 視聴覚センターから借りていた書庫6階の書架を明け渡すため、 戦後県庁文書をそ

▽書庫のくん蒸

の山陽クリーンサービス社によって、臭化メチル であったから、ちょうど四年ぶりのことである。 書庫棟全体を一斉にくん蒸した。 秋の曝書期間を利用して、図書館・文書館・視聴覚センターの (防虫剤) が投薬されたが、文書収納段ボール箱の 前回のくん蒸は昭和56年10月 熊毛郡平生町 (殺虫剤)と

除湿機・温湿度計の更新 奥深くに入れたテスト用のしみでも、その効果が確認された。

週間の自記温湿度計も一台ほど増加して、 梅雨に入る前に、もう一台ほど更新する計画である。また、一 その精能が落ちたので、今年度その一台を更新した。来年度も きめ細かな空調をするために、 書庫棟のうち、 文書館が使用している地下の二層については、 特別に除湿機を入れているが、 日々の観測に役立て

▽有光家文書の文化財申請

た。

付で県指定文化財となった。なお、有光家文書は、 の文化財保護審議会でも、 の在地文書として、きわめて貴重な歴史的価値を有しているた 昭和55年に収蔵した有光家文書 県教育委員会に対してその文化財指定申請を行なった。秋 が所有する文化財(古文書)の第一号である。 その内容が高く評価され、 (下関市吉見永田町)は、中世 当館 10 月 29 (山口

県指定文化財有光家文書の修理 損箇所を同質の古紙で補修し、一点づつ特製の台紙に挟み、桐 原型を変えないことを最優先し汚れやシミを抜いて、 えられていないうぶな状態のままであり、その古文書としての 研究価値は絶大である。従って、その保存修理に当たっては、 された有光家文書(一二四点)は、今まで一度も修理の手が加 に納めて保存することにした。つまり、「巻子仕立」の方法 承久三年(一二二一)から貞享五年(一六八八)にかけて製作

> れている。 京都国立博物館文化財保存修理所の墨申堂の手によって開始さ は採らないのである。この修理は、今年度から四ヵ年計画で、

▽有光家文書のマイクロ写真化 B5版印画紙に焼きつけて、写真帳二冊に製本した。 記録した。また、修理期間中の閲覧利用に供するため、 有光家文書の修理に先だって、その状態をマイクロフィルムに

それを

出 版

『防長寺社由来第七巻』の刊行

過は次のとおりである。 長命寺を収載し、頁数は七六六頁となった。なお、刊行に至る経 し、今年度第七巻の発行をもって全巻の編集刊行を終えた。 七年度に二・三巻、五八年度に四・五巻、五九年度に六巻を刊行 『防長寺社由来』は、 第七巻には岩国・徳山・清末・豊浦の支藩領と上関宰判室津村 昭和五六年度に第一巻を刊行して以来、

四校校正 三校校正 再校校正 監修 初校校正 原稿成稿 六一年一月六日~七日 七月三日~一一月一二日 六月二〇日~一〇月二六日 四月三日~六月二六日 〇月二九日~一二月一七日

破損・虫

一月一〇日 一月二〇日

発行

九五

業務報告

閲覧利用・広報

確立が大きな課題である。 納頻度の増加は必至であり、 れたためであろう。 の集中調査が多かった昨年度に比べ、その分本年度との差がみら 0 とおりである。 の、 昭和六十年度の閲覧者数と閲覧文書点数の状況は、 本年度は多少の減少をみている。 昨年度は、 しかし、 いずれも過去最高の数字を記録したも サー いずれにせよ全体的な閲覧者数・出 ビス面の充実と共に保存対策の これは、大学・ 表1. 研究所等 2

TO MANUFACTURE AND

れ、敵地で犬に出会った時

一アヒラウンケンソワカ」・

三回唱えるなど呪文(じゅ

ん)の方法なども記ざれて

この展示を企画した北川

統計については前号を参照。 複写・掲載等の状況は次のとおりである。 (前年度まで

件 数 ()昨年度	件名
373 (481)	複
	写
13	貸
(15)	出
(=0)	l
63 (64)	出版物掲載
2	複
(1)	刻
90 (86)	ンファレンス

※この場合は手紙による問い合わ せ

▽月例小展示

示を行なった。 閲覧室の一部を使用し、 本年度の展示題目は次のとおり。 小規模ながら月別にテー マを決めた展

織 口県布達と県報 出し木綿 (4月) 毛利家文庫印章とラベ 1 6月 (8月) 洋式軍艦丙辰丸の建造 湊浦負債整理組合文書の寄託 ル 5月 明治維新の元凶 (9月) 忍者と (7月) Ш

1885 - 1885 1887-1885

よけ呪文や家系図

なかっただけに、珍しい資料 示。忍者は陰の存在として記 書」展で、県内でこれまでに かれている。「忍者と忍法 原の県文書館で三十日まで開 分で活躍した忍者に無点を当 てた資料展示会が山口市後河 戦国時代、歴史のヤミの部 の気構えなどが細かく書か一と話している。

録に残されることがほとんど一た構能忍法の武芸書(牧科 発見された文書など五点を展一ったことを示す家系図や一族 書)には、変装の仕方、忍者 の功績の記録などがある。ま 家臣世末一族が忍者の子孫だ 上月城を攻めた際、忍者二十 代、毛利氏が播州(兵庫県)

興味の深いテーマを通じてい

ってこの展示を思いついた 史を勉強してもらいたい

とを記録した文書や毛利家のとして扱われた例もあったと 人を先ぼう隊として使ったこり、江戸末期には忍者が芸 興示資料の中には、戦国時 北川研究員は「みなさん

士のけいこごとの一つにか たが、次第に退化、恩法は記 部刺客として使われたりも の活躍の機会はなくなり、 江戸時代に入ると、戦場

衆」とも呼ばれた。 ことから「窓の土 源

殊戦闘員」といった存在で、 う)日」「特務工作員」「 いえば「秘密課報(ちょうほ 形成するのは戦国時代。今日 し、忍者として特殊な集団を 標秘、暗密を絶対条件とする

学、武芸と並んで忍法が建 (60.9 29朝刊)

展示されている忍法の武芸書など

どに求められているが、『 ルーツは平安時代の山武士な 専門研究員によると、忍者

読売新聞

表1 閲覧者数の状況

	職			業			県内	県外	合計	(比率)
	S 4	4~59£	F度累	計			13,911	5,697	19,608			
	農業	· 林	業		水	産	16	0 0	16	(0.5%	6)
	鉱業	· 建	設		製	造	17	11	28	(1.5)
	商業	· 金	融	•	通	運	37	11	48	(2.6)
			大			学	87	54	141	(7.6)
_	教	員	小	· 中	• 1	高校	65	10	75	(4.1)
S			そ	0	ク	他	0	0	0	(0)
	宗					教	7	6	13	(0.7)
60	報	道	•	出		版	24	4	28	(1.5)
	その1	他のす	+ -	ビジ	ス機	関	9	2	11	(0.6)
年					E		4	4	8	(0.4)
	公 務	員		Ì	具		177	12	189	(10.3)
度			市	Ħ	IJ	村	136	28	164	(8.9)
~	研究原	近・ 🗄	2 術	文(七回	体	18	12	30	(1.6)
	学	生	大	-	学	院	25	64	89	(4.8)
	子	土		大学・その他		483	121	604	(32.9)	
	そ		の			他	366	27	393	(21.4)
	合		e.		計		1,471	366	1,837	(100.09	6)
	S 4	4~60f	F度累	計			15,382	6,063	21,445			

表2 閲覧文書点数の状況

	文 書 区 文	点 数	(比 率)
	S 44~59年度累計	222,148	
	1. 毛 利 家 文 庫	7,458	(50.6%)
	2. 徳山毛利家文庫	294	(2.0)
	3. 県庁旧藩記録	963	(6.5)
	4. 山口小郡宰判記録	68	(0.5)
	5. 三 卿 伝 史 料	116	(0.8)
S	6. 両 公 伝 史 料	931	(6.3)
	7. 県 庁 文 書	2,162	(14.7)
60	8. 郡 役 所 文 書	52	(0.4)
	9.諸 家 文 書	1,812	(12.3)
年	10. 県史編纂所史料	168	(1.1)
	11. 一般郷土史料	54	(0.4)
度	12. 貴 重 文 書	176	(1.2)
^	13. 写 真	89	(0.6)
	14. 軸 物	. 3	(0)
	15. 図 書	337	(2.3)
	16. そ の 他	59	(0.4)
	合 計	14,742	(100.1%)
	S 44~60年度累計	236,890	

(1.~16.の文書区分は S 56.7.14現在)

九八

忍法書 ハワイ移民 (10月) ロシアの接近―鎖国時代の海外情報― (12月) 文書と花押 ① 月 年賀状むかしむかし 11月

(2月) 明治期県庁高官の印章 (3月) 前代女性の教養と手紙

>新南陽市古文書読解講座

期間 会場 新南陽市図書館 昭和六十年十一月八日~ 十二月六日 毎週金曜

講座であるが、受講者の熱心さにも支えられ、 会との共催で新南陽市において開催した。 今年度で第三回目となる古文書読解講座は、 今後も地域性を考慮するとともに、講座内容のより一 初心者を対象とする本 毎回好評を得てい 新南陽市教育委員 層の充

実を図り、 毎年秋季に実施の予定である。

講座題目と講師は、

次のとおり。

11 月 15 日 11月8日 (金) 金 徳山藩高札 近世の村落社会と情報 吉本 北川

11 月 29 日 11 月 22 日 (金) (金) 盗賊取調書を読む 御国廻りガイドブッ 7

金 治 顕官の書

12 月 6 日

戸島 暢久 昭 山田

稔 雄 健

吉本一

広田

山田田

本年度の調査研究実績は次のとおり。

調査研究

共同研究 防長寺社文書の研究

《個人研究

広田暢久 毛利家文庫 E 「同朋84号」 60

毛利家文庫 長州藩歴史編纂事業史(其の五) 下 「同朋85号」 60 7 「山口県文書館紀

長州藩の茶筅と宮番の偏在の基盤

「山口県文書館研

要13号」(61・3)

H

北川

健

究紀要13号」(61・3)

生活と歴史の中の同和問題「いのち」17

61

3

戸

島

昭

明治顕官と宇部―滝原勉に宛てた山県有明の書状

史料の紹介に 宇部旧領主福原芳山と殖産興業―宇部炭坑会社関係 「宇部市史編集概報第4号」— 「宇部地方史研究13号」 61 3 60 • 4

山口県下の新聞・雑誌・通信社― -昭和二年内務省警

保局調査—

雄 近代教育史史料目録二 「山口県文書館研究紀要13号」 「山口県文書館研究紀要13号」 61 3

61 3

稔 萩藩絵図方の沿革 61 3 「山口県文書館研究紀要13号

山田

(広田)

山口県文書館研究紀要 第13号

昭和61年3月31日発行

編集·発行 山口県文書館 山口市後河原松柄150-1

印 刷 大村印刷株式会社